

韓国の木材市場と住宅建設の動向

2014年2月

独立行政法人 日本貿易振興機構

農林水産・食品部

【免責事項】 本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

日本政府の農林水産・食品分野の輸出促進重点品目のひとつに林産物が挙げられ、2020年の輸出額目標は250億円とされています。

林産物の中で木材が大半を占めますが、日本の木材の輸出は、2012年から2013年にかけて急激に増加しました。日本の貿易統計では産業用丸太の輸出額は、2012年14億380万円から2013年31億3,920万円と前年比2.2倍、製材・加工材は25億2,300万円から28億4,560万円と同12.8%増加しました。

韓国は中国とともに林産物の輸出重点国ですが、同国向けの輸出額は2013年、丸太（8億1,720万円、前年比73.6%増）も製材（3億9,020万円、前年比56.4%）も大きく伸びました。一方、韓国からみれば輸入相手国としての日本は、例えば丸太の輸入量は8位でシェア1.2%程度にすぎません（2013年、WTA）。日本としては今後もっと輸出の増加が期待されるところです。

ジェトロでは、2013年12月にソウル事務所を通じて、韓国の木材貿易と木材市場、木材の需給に影響すると考えられる住宅建設の動向などについて調査しました。木材輸入や木材流通に関わる規制、住宅建設に関わる法令、住宅取得の手順や住宅購入に関する支援制度などにも触れています。なお、調査時期において最新の統計を利用しましたが、必ずしも2013年のものを含まない点をご了承いただければ幸いです。

韓国に向けて木材の輸出を考える際になんらかお役にたてれば幸いです。

2014年2月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品調査課

目次

1. 韓国経済に関する基本的情報	1
1-1. 土地利用の現況	1
1-2. 人口の現況	2
1-3. 経済の現況	4
1-3-1. 国民経済計算および経済成長率	4
1-3-2. その他のマクロ指標	6
1-4. 雇用の現況	8
2. 韓国の木材貿易の推移	8
3. 韓国の林業の現況	14
4. 韓国の木材利用	18
4-1. 木材利用法の分類および概念	18
4-2. 韓国の木材産業	20
4-2-1. 木材産業の定義	20
4-2-2. 木材産業の特性および現況	21
4-3. 木材産業企業の現況	23
4-3-1. 競争の現況および市場占有率	23
4-3-2. 主な企業の現況	24
4-3-3. 財務状況	29

5. 韓国における木材の流通事情	31
5-1. 韓国における木材の流通現況	31
5-2. 韓国における木材の需給現況	33
5-3. 韓国における木材市場の課題	34
5-4. 日本産木材の流通および利用	36
6. 韓国の住宅建設の動向	41
6-1. 宅地開発事業	41
6-2. 住宅の種類	44
6-3. 韓国の住宅建設の動向	44
6-4. 韓国の住宅価格および需給の現状と展望	45
6-4-1. 住宅価格および需給の現状	45
6-4-2. 住宅市場の展望	47
6-5. 韓国内の木造住宅に対する関心度	49
7. 韓国の政策と規制	53
7-1. 韓国の木材輸入に関する法令および規制	53
7-1-1. 「植物防疫法」	53
7-1-2. 輸入禁止措置事項	54
7-1-3. 「木材の持続可能な利用に関する法令」	54
7-2. 韓国の木材流通に関する法令および規制	55

7-2-1. 「木材の持続可能な利用に関する法令」	55
7-2-2. KS表示認証	56
7-2-3. 工業製品の安全管理制度(KC認証)	57
7-3. 韓国の住宅建設に関する法令および規制	58
7-3-1. 住宅建築関連法令	58
7-3-2. 住宅構造および材料関連法令、規制	59
7-4. 韓国の住宅取得の手順	62
7-4-1. 住宅関連概念	62
7-4-2. 不動産売買契約	62
7-4-3. 住宅取引および利用に関する規制	63
7-5. 韓国の住宅購入に関連する支援制度	66
7-5-1. 住宅購入の関連用語および実態	66
7-5-2. 住宅購入の支援制度	71
8. 結論	77
付録	77

表目次

表1 韓国の国土面積と農耕地、林野の面積	1
表2 地目別に見た土地の現況	1
表3 人口および人口密度の現況	2
表4 出生、婚姻、老年化に関する指標	2
表5 将来推計人口	3
表6 韓国の人口ボーナス・人口オーナス効果	4
表7 韓国の国民経済計算の指標	5
表8 消費者物価指数、生産者物価指数	6
表9 韓国（ウォン）の為替レート	6
表10 韓国の国内金利	7
表11 韓国の株式市場	7
表12 韓国における雇用の実態	8
表13 国別に見た2013年の韓国の原木輸入実績	9
表14 国別に見た2013年の韓国の合板輸入実績	10
表15 国別に見た2013年の韓国の製材品輸入実績	11
表16 韓国の木材類の輸入現況	12
表17 韓国の木材類の輸出現況	13
表18 山林面積	14
表19 林産業のGDP	15
表20 木材類の供給実績	15

表21 紙類の生産実績	16
表22 パルプの生産実績	17
表23 木材利用法の分類および概念	20
表24 木材および木製品製造業に関する現況	22
表25 製材品市場の占有率	23
表26 トンファ企業(株)	25
表27 ソンチャン産業(株)	26
表28 (株)ユニード	27
表29 (株)クァンウォン木材	28
表30 (株)ハンソルホームデコ	29
表31 主な財務指標のポイント	30
表32 流通木材の現況と価格（原木）	31
表33 流通木材の現況と価格（板類、製材品）	32
表34 流通木材の現況と価格（輸入原木、輸入製材品）	33
表35 韓国国内における木材需給の現況と価格	34
表36 日本産原木の韓国への輸入量	36
表37 日本産原木の韓国への輸入額	37
表38 日本産木材類の韓国への輸入量	37
表39 日本産木材類の韓国への輸入額	38
表40 韓国の住宅建設の動向	45
表41 韓国の月平均の住宅売買価格	46

表42 韓国の月平均のチョンセ（伝賃）価格.....	46
表43 韓国の住宅売買価格指数(2011.6=100).....	46
表44 韓国の住宅需給現状.....	47
表45 韓国の未分譲住宅の現状.....	47
表46 年齢層別の木造住宅の選好理由(複数回答).....	51
表47 韓国の日本産木材類に対する輸入禁止措置事項.....	54
表48 国家技術標準院の家具安全基準.....	57
表49 今後2年以内に引越しをする世帯の場合、希望する住宅占有形態.....	69
表50 ボグムザリ・ローン（基本型）.....	71
表51 生涯初の住宅購入資金.....	72
表52 収益共有型モーゲージ.....	72
表53 損益共有型モーゲージ.....	73
表54 住居安定住宅購入資金.....	74
表55 労働者/庶民住宅伝賃資金.....	75
表56 労働者/庶民住宅購入資金.....	76

図目次

図1 2010年の韓国産木材の利用現況	35
図2 韓国の宅地開発事業の推進手順	42
図3 木造住宅の認知度	49
図4 選好住宅	50
図5 選好住宅の資材/材料	50
図6 木造住宅の購入意思	52
図7 木造住宅の一般的な用途について	52
図8 不動産の売買手順	63
図9 住宅の占有形態	67
図10 小型住宅の建設拡大に関する意見(さらに多くの小型住宅が必要か)	70
図11 公共賃貸住宅の建設拡大に関する意見(さらに多くの公共賃貸住宅が必要か) ..	70

1. 韓国経済に関する基本的情報

1-1. 土地利用の現況

国土交通部によれば、韓国の国土面積は2012年100,118km²であった。2002年（99,585km²）と比べて533km²広がった。このうち農耕地の面積は16,980km²（2011年、国土の17.0%）で、年平均増加率-1%と引き続き減少傾向にある。林野の面積は63,688km²（2010年、国土の63.6%）で、年平均増加率-0.1%と林野の面積もやはり小幅ながら農耕地と同様に減少傾向にある。

（注）年平均増加率は $\frac{\{\text{年度数値}-(t-1)\text{年度数値}\}}{(t-1)\text{年度数値}} \times 100$ を利用して毎年増加率を出した後、その値の平均で計算。以降の年平均増加率も同様。

表1 韓国の国土面積と農耕地、林野の面積

(単位: km²)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
総面積	99,600	99,617	99,958	99,990	100,032	100,140	100,210	100,214	100,148	100,188
農耕地	18,459	18,356	18,240	18,004	17,815	17,587	17,367	17,153	16,980	-
林野	64,063	64,003	63,939	63,893	63,824	63,748	63,703	63,688	-	-

（出所）国土交通部、「2012年度国土海洋統計年報」、「2013年度国土の計画および利用に関する年次報告書」、統計庁データベース（KOSIS）

2012年の土地現況を地目別に見ると、工業用地を示す「工場用地」の面積は国土全体の約0.8%にあたる813km²で、年平均増加率が4.8%増となっており、引き続き増加傾向にある。「公共用地¹」の面積は国土全体の約11.6%にあたる11,664km²で、年平均増加率は8.7%となっている。住宅用地を示す「垓地（敷地）」の面積は国土全体の2.8%にあたる2,826km²で、年平均増加率は4.7%増となっており、工場用地および公共用地と同様に引き続き増加傾向を示している。

表2 地目別に見た土地の現況

(単位: km²)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
工業用地	工場用地	570	523	533	570	702	719	749	781.0	813.0
住宅用地	垓地	2,030	1,953	1,991	2,030	2,659	2,705	2,743	2,784.0	2,826.0
公共用地		6,735	6,473	6,634	6,735	10,995	11,155	11,188	11,499	11,664

（出所）KOSIS

¹ 公共用地には、農耕地、林野、工場用地、垓地を除く全ての地目の土地を含めた。

1-2. 人口の現況

統計庁の住民登録人口統計によれば、韓国の総人口は2012年に5,094万8,272人である。年平均増加率は0.6%で引き続き増加している。また人口密度は497人/km²であり（2011年）、年平均増加率は0.4%と年度によって増加幅の違いがあるにせよ、人口密度も引き続き上昇している。

表3 人口および人口密度の現況

(単位: 人、人/km²)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
総人口	48,386	48,583	48,782	48,991	49,268	49,540	49,773	50,515	50,734	50,948
男性	24,270	24,363	24,456	24,557	24,691	24,822	24,929	25,310	25,406	25,504
女性	24,116	24,220	24,326	24,434	24,577	24,717	24,843	25,205	25,327	25,444
人口密度	481	482	483	485	487	490	492	494	497	-

(出所) KOSIS

出生数と粗出生率²はそれぞれ48万4,550人、9.6%である（2012年）。出生数は年平均増加率が0.02%で最近3年間は増加傾向にある。婚姻件数と粗婚姻率³はそれぞれ32万7,073件、6.5%である（2012年）。婚姻件数は年平均増加率は0.9%である。老年化指数⁴は年少人口100人に対し77.9人である（2012年）。老年化指数の年平均増加率は約7.3%で引き続き上昇しており、韓国が徐々に高齢社会化していることを示している。

表4 出生、婚姻、老年化に関する指標

(単位: 人、%、件)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
出生数	490,543	472,761	435,031	448,153	493,189	465,892	444,849	470,171	471,265	484,550
粗出生率	10.2	9.8	8.9	9.2	10.0	9.4	9.0	9.4	9.4	9.6
婚姻件数	302,503	308,598	314,304	330,634	343,559	327,715	309,759	326,104	329,087	327,073
粗婚姻率	6.3	6.4	6.5	6.8	7.0	6.6	6.2	6.5	6.6	6.5
老年化指数	41.3	44.1	47.3	51.1	55.3	59.5	63.8	68.4	72.8	77.9

(出所) KOSIS

² 粗出生率(CBR)=(特定の1年間の総出生数/当該年度の年央人口)×1,000

*年央人口:1年の中間(7月1日)における人口

³ 粗婚姻率(CMR)=(特定の1年間の総婚姻件数/当該年度の年央人口)×1,000

⁴ 老年化指数= {高齢者人口(65才以上の人口)/年少人口(15才未満の人口)} ×100

韓国の将来推計人口については、2030年までは人口が増加しながらも増加率が徐々に低下し、2030年を起点に以降人口が減少、減少率が上昇すると見込まれている。性別では2015年を起点として女性の人口が男性を上回るものと見込まれ、増減幅も拡大するものと見込まれている。

表5 将来推計人口

(単位: 千人)

年度	総人口	男性	女性
2014	50,423	25,219	25,204
2015	50,617	25,302	25,314
2016	50,801	25,380	25,421
2017	50,976	25,453	25,522
2018	51,140	25,522	25,617
2019	51,293	25,586	25,707
2020	51,435	25,645	25,790
2021	51,566	25,699	25,867
2022	51,685	25,747	25,938
2023	51,791	25,789	26,002
2024	51,887	25,826	26,061
2025	51,972	25,858	26,114
2026	52,042	25,882	26,159
2027	52,094	25,898	26,196
2028	52,131	25,906	26,224
2029	52,154	25,908	26,245
2030	52,160	25,901	26,258
2031	52,146	25,884	26,261
2032	52,114	25,858	26,255
2033	52,059	25,820	26,239
2034	51,985	25,774	26,211
2035	51,888	25,714	26,173
2036	51,770	25,644	26,126
2037	51,631	25,565	26,066
2038	51,470	25,474	25,995
2039	51,291	25,375	25,916
2040	51,091	25,264	25,826

(出所) KOSIS(2010)

生産年齢人口のデータから韓国の経済成長と消費階層について見てみると、2013年までは人口全体に占める生産年齢人口(15～64才)の割合が高まり経済成長が続く「人口ボーナス」の効果が表れるものと判断される。しかし2013年以降はその割合が低下し経済成長が遅滞する「人口オーナス」の効果が表れ、減少率は時の経過とともに高まるものと予測される。

表6 韓国の人口ボーナス・人口オーナス効果

(単位: 千人、%)

年度 人口種別	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
生産年齢人口	35,983	36,353	36,556	36,712	36,839	36,953	37,039	37,018	36,931	36,793
将来推計人口	49,410	49,779	50,004	50,219	50,423	50,617	50,801	50,976	51,140	51,293
人口ボーナスと オーナス	72.83	73.03	73.11	73.10	73.06	73.01	72.91	72.62	72.22	71.73

(出所) KOSIS (2010)

注) 人口ボーナスと人口オーナスの資料は生産年齢人口および将来推計人口のデータから導き出した。

注) 韓国では年も年度も1～12月である。本書では、文中では「年」、表内は「年度」と表記している。

1-3. 経済の現況

1-3-1. 国民経済計算および経済成長率

韓国銀行が提供している統計資料によれば、韓国のGDP、国民総所得、1人当りの国民総所得はそれぞれ約1,272兆4,595億ウォン、1,279兆5,464億ウォン、22,708USドルである(2012年)。また年平均増加率は年度によって増加幅の違いがあるものの、それぞれ5.6%、5.5%、5.0%となっており引き続き上昇している。ただし、1人当りの国民総所得は2000～2001年、2007～2009年にかけて減少したことが分かっているが、これは1997年のアジア通貨危機と2008年の世界金融危機の影響を受けた結果であると判断される。2012年の経済成長率は2.0%で、増減を繰り返してはいるが、最近3年間は減少傾向にある。

産業別に国民経済計算を見てみると、農林漁業、製造業、建設業のGDPはそれぞれ30兆2,478億ウォン、355兆8,355億ウォン、66兆8,622億ウォンである(2012年)。また農林漁業と建設業のGDPは増減を繰り返してはいるものの年平均増加率が5.2%、0.9%と増加傾向にあり、製造業もGDPの年平均増加率が8.8%と引き続き増加している。

農林漁業の中の林業、および製造業の中の「木材、紙、印刷およびコピー業」の分野は、2012

年のGDPがそれぞれ1兆7,060億ウォン、10兆1,300億ウォンである。林業と「木材、紙、印刷およびコピー業」のGDPは増減を繰り返してはいるが年平均増加率が2.8%、5.4%となっており増加傾向にある。建設業のうち居住用建物の建設、非居住用建物の建設、土木建設、建物修繕の分野については、2012年のGDPがそれぞれ10兆7,260億ウォン、25兆9,000億ウォン、25兆9,000億ウォン、4兆4,830億ウォンであり、これら分野のGDPは増減を繰り返してはいるが年平均増加率が1.1%、8.0%、3.3%、1.3%となっており増加傾向にある。

表7 韓国の国民経済計算の指標

年度	2008	2009	2010	2011	2012
GDP(市場価格) (10 億ウォン)	1,026,451.8	1,065,036.8	1,173,274.9	1,235,160.5	1,272,459.5
農林漁業	24,686.0	26,615.0	27,832.1	29,787.7	30,247.8
鉱業	2,336.0	2,220.5	2,223.2	2,301.9	2,317.8
製造業	256,209.4	266,578.2	319,275.2	348,199.4	355,835.5
電気、ガス、水道事業	12,298.6	17,258.2	21,473.6	21,571.6	23,514.8
建設業	64,612.2	66,576.6	66,156.6	65,664.4	66,862.2
卸売・小売り・飲食宿泊業	100,419.3	103,994.8	114,858.5	123,531.3	125,667.3
運輸および保管業	41,613.1	40,162.5	44,213.6	41,150.4	41,883.9
金融保険業	65,132.2	65,035.5	71,846.9	77,992.7	76,163.6
不動産および賃貸業	71,886.2	74,361.1	76,046.5	77,562.8	80,924.0
公共行政および国防	59,396.8	63,706.6	65,079.2	69,212.7	73,955.5
教育サービス業	60,940.1	63,448.7	64,887.0	67,174.0	69,536.2
保健および社会福祉	38,452.1	43,092.1	47,228.9	50,297.4	53,874.6
その他サービス業	19,084.6	19,865.5	20,606.7	21,585.7	22,440.7
情報通信業	39,666.8	41,225.0	42,421.0	43,561.7	44,909.5
事業サービス	49,905.7	51,001.9	55,493.9	58,663.8	61,957.1
文化および娯楽サービス業	13,048.9	13,693.8	14,289.8	15,230.3	15,880.3
国民総所得(10 億ウォン)	1,034,115.4	1,069,783.1	1,174,753.0	1,238,405.3	1,279,546.4
韓国 1人当り国民総所得 (US\$)	19,161	17,041	20,562	22,451	22,708
経済成長率 (%)	2.3	0.3	6.3	3.7	2.0

(出所) 韓国銀行 統計資料

1-3-2. その他のマクロ指標

物価については、2012年の消費者物価指数と生産者物価指数はそれぞれ106.3%、107.5%である。消費者物価指数は年平均増加率が3.1%で引き続き上昇しており、生産者物価指数は増減を繰り返してはいるが、年平均増加率が3.3%となっており上昇傾向にある。

表8 消費者物価指数、生産者物価指数

(単位: %)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
消費者物価指数	80.92	83.83	86.14	88.07	90.30	94.52	97.13	100.00	104.00	106.30
生産者物価指数	80.20	85.10	86.90	87.70	88.90	96.50	96.30	100.00	106.70	107.50

(出所) KOSIS

為替レートについては、ウォン/米ドルのレートは2012年現在で1ドルが約1,126.9ウォンであり、上下を繰り返してはいるが年平均上昇率が-0.2%となっておりウォン高傾向にある。ウォン/日本円(100円)のレートは2012年現在で100円が約1,413.1ウォンであり、上下を繰り返してはいるが年平均上昇率が4.7%となっておりウォン安傾向にある。ウォン/ユーロのレートは2012年現在で1ユーロが1,448.2ウォンであり、上下を繰り返してはいるが年平均増加率が1.4%となっておりウォン安傾向を示している。ウォン/中国人民元のレートは2012年現在で100元が約178.6ウォンであり、上下を繰り返してはいるが年平均増加率が3.1%となっておりウォン安傾向にある。

表9 韓国(ウォン)の為替レート

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
対米ドル	1,191.89	1,144.67	1,024.31	955.51	929.20	1,102.59	1,276.40	1,156.26	1,108.11	1,126.88
対円 (100円)	1,029.76	1,058.76	930.66	821.49	789.75	1,076.63	1,363.13	1,320.56	1,391.31	1,413.14
対ユーロ	1,348.29	1,422.91	1,273.95	1,199.31	1,272.72	1,606.77	1,774.35	1,532.94	1,541.42	1,448.20
対中国元	144.00	138.30	125.06	119.81	122.13	159.05	186.85	170.83	171.50	178.58

(出所) 韓国銀行 統計資料

韓国国内の金利については、市場金利と政府の債権収益率が2012年現在でそれぞれ約3.1%、3.4%であり、上下を繰り返してはいるが年平均上昇率が1.7%、-3.5%である。

表10 韓国の国内金利

(単位: %)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
市場金利	4.00	3.65	3.33	4.19	4.77	4.78	1.98	2.16	3.09	3.08
貸出金利	6.24	5.90	5.59	5.99	6.55	7.17	5.65	5.51	5.76	5.40
預金金利	4.25	3.87	3.72	4.50	5.17	5.87	3.48	3.86	4.15	3.70
政府の債権収益率	4.93	4.45	4.66	5.07	5.43	5.79	5.10	4.59	4.11	3.43

(出所) : KOSIS

韓国の株式市場（2012年）については、KOSPI指数（韓国総合株価指数）とKOSDAQ指数の年平均値はそれぞれ約1,930.4Pと502.4Pで上下を繰り返してはいるが、年平均上昇率が13.3%と4.5%となっており上昇傾向にある。外国人投資家の登録者数は機関が1,760社、個人が292人となっており、上場株式全体に占める割合は15.9%となっている。外国人投資家の登録者数と上場株式に占める割合は上下を繰り返してはいるが、年平均増加率がそれぞれ7.3%、-0.9%となっている。また、外国人が所有する株式の時価総額は381兆3,700億ウォンで、上場株式に占める割合は33.7%となっている。外国人が所有する株式の時価総額と上場株式に占める割合は上下を繰り返してはいるが、年平均増加率が3.8%、-0.9%となっている。

表11 韓国の株式市場

(単位: ポイント、社、人、万株、%、10億ウォン)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
KOSPI指数	679.83	832.92	1,073.58	1,352.22	1,712.46	1,529.49	1,429.04	1,764.99	1,983.42	1,930.37
KOSDAQ指数	-	394.88	528.11	621.98	718.46	525.62	473.64	503.59	498.34	502.38
外国人投資家登録者数(機関)	1,080	1,269	1,302	1,737	1,872	1,930	1,665	2,260	2,176	1,760
外国人投資家登録者数(個人)	218	295	298	399	486	817	579	816	394	292
外国人が所有する株式数	425,913	515,419	533,493	556,305	536,588	476,567	522,720	566,751	577,110	578,528
上場株式に対する割合	18.00	22.00	23.00	22.30	19.00	16.40	16.70	16.80	16.00	15.89
外国人所有株式の時価総額	142,534	173,158	260,263	262,534	308,047	166,933	289,279	376,460	343,152	381,370
上場株式に対する割合	40.10	42.00	39.70	37.30	32.40	28.90	32.60	33.00	32.60	33.73

(出所) KOSIS、金融監督院統計資料

1-4. 雇用の現況

韓国の経済活動人口は2,550万1千人であり（2012年）、増加幅の違いはあるものの年平均増加率が1.2%となっており増加傾向にある。経済活動参加率、雇用率、失業率は61.3%、59.4%、3.2%となっており（2012年）、上下を繰り返してはいるが労働参加率と雇用率は上昇傾向にあり失業率は低下傾向にあるため、統計的な数値上からは韓国の雇用環境は徐々に改善されていると言える。

表12 韓国における雇用の実態

(単位: 千人、%)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
経済活動人口	22,957	23,417	23,743	23,978	24,216	24,347	24,394	24,748	25,099	25,501
経済活動参加率	61.5	62.1	62.0	61.9	61.8	61.5	60.8	61.0	61.1	61.3
雇用率	59.3	59.8	59.7	59.7	59.8	59.5	58.6	58.7	59.1	59.4
失業率	3.6	3.7	3.7	3.5	3.2	3.2	3.6	3.7	3.4	3.2

(出所) KOSIS

2. 韓国の木材貿易の推移

韓国の木材貿易は、2012年の総輸入額と総輸出額がそれぞれ25億5,157万7千ドル（USドル、以下同じ）、9,635万千ドルとなっており、輸出入木材の種類は大きく原木⁵、合板⁶、製材品⁷に分けることができる。

韓国国内で生産されている代表的な原木としてはカラマツ、マツ類、ゴヨウマツ、クヌギなどがあり、合板としてはパーティクルボード（PB）、繊維板(MDF)があり、製材品としてはカラマツ、マツ類がある。輸入原木は北洋材と南洋材に分けることができるが、北洋材としては

⁵ 原木(Log)とは現地で伐採し得られた木材を意味する。

⁶ 合板(Plywood)とは単板の繊維方向を直交させて接着剤で接着・構成した板を意味する。

⁷ 製材品(Lumber/sawnwood)とは製材(sawing)または再製材(resawing)によって長手方向に加工された木材を意味する。

ラジアータパイン、スプルース、ヘムロック、ダグラスファーがあり、南洋材としてはニヤト、MLH、アガチス、カロフィルム、タウン、ペンシルシダー、パーケラ、ディレニアがある。輸入製材品としてはラジアータパイン、スプルース、ダグラスファー、ヘムロック、ラワンがある。

韓国国内に輸入されている原木について輸入量と輸入額を国別に見ると、2013年10月現在で広葉樹はパプアニューギニアからの輸入が最も多く、輸入量は57,059 m³ (34.9%)、輸入額は1,211万3千ドル (26.7%) となっている。針葉樹はニュージーランドからの輸入が最も多く、輸入量は2,128,692m³ (72.0%)、輸入額は2億8,369万6千ドル (50.6%) となっている。

表13 国別に見た2013年の韓国の原木輸入実績

(単位:m³、千\$)

区分		2013年10月累計		前年10月累計		
		数量	金額	数量	金額	
国別	合計	3,120,351	606,536	3,062,933	545,998	
	広葉樹	カナダ	2,416	1,711	4,162	2,797
		マレーシア	32,643	7,831	44,249	11,484
		ニュージーランド	147	116	0	0
		パプアニューギニア	57,059	12,113	87,972	19,244
		ロシア連邦	1,287	851	1,731	871
		ソロモン諸島	44,552	10,539	42,589	9,787
		米国	9,354	7,388	17,759	9,299
		その他	16,268	4,869	15,611	5,014
		小計	163,726	45,418	214,073	58,496
	針葉樹	オーストラリア	153,135	19,891	111,285	13,654
		カナダ	229,035	123,368	304,109	119,472
		ニュージーランド	2,128,692	283,696	1,938,597	235,155
		ロシア連邦	73,505	13,345	82,557	12,197
		米国	328,768	112,023	380,369	98,993
		その他	43,490	8,795	31,943	8,031
		小計	2,956,625	561,118	2,848,860	487,502

(出所) 韓国木材377号

国別に見た合板の輸入量と輸入額を見ると、2013年10月現在で中国、マレーシア、ベトナム、インドネシアの順に輸入量が多く、中国については輸入量が551,975 m³ (50.3%)、輸入額は2億5,937万2千ドル (46.6%) となっている。

表14 国別に見た2013年の韓国の合板輸入実績

(単位: m³、千\$)

国名	2013年10月累計		前年10月累計	
	数量	金額	数量	金額
合計	1,097,505	556,875	1,009,881	492,059
中国	551,975	259,372	440,198	212,891
ドイツ	110	245	147	554
フィンランド	38,650	44,415	17,587	19,831
インドネシア	91,158	65,489	88,329	62,936
イタリア	466	1,802	346	1,560
日本	1,008	1,180	684	1,018
ラトビア	3,046	3,330	323	279
ミャンマー	156	102	619	326
マレーシア	294,982	130,535	351,039	145,807
ロシア連邦	12,153	11,006	11,606	10,620
米国	415	1,366	377	1,566
ベトナム	99,048	33,308	85,941	27,345
その他	4,338	4,725	12,685	7,326

(出所) 韓国木材377号

製材品の輸入量と輸入額を国別に見ると、2013年10月現在で広葉樹はマレーシアからの輸入が最も多く、輸入量は55,768m³（26.3%）、輸入額は2,327万1千ドル（24.5%）となっている。針葉樹はチリからの輸入が最も多く、輸入量は366,184m³（29.4%）、輸入額は7,081万3千ドル（20.1%）となっている。

表15 国別に見た2013年の韓国の製材品輸入実績

(単位:m³、千\$)

区分		10月累計		前年10月累計		
		数量	金額	数量	金額	
国別	合計	1,457,913	447,322	1,355,635	396,191	
	広葉樹	ブラジル	2,367	1,858	1,588	1,701
		カナダ	8,110	3,815	9,813	3,536
		中国	21,478	19,926	22,091	19,728
		インドネシア	2,833	1,902	4,551	2,920
		マレーシア	55,768	23,271	62,237	26,638
		パプアニューギニア	17	14	429	140
		フィリピン	1,893	248	5,785	841
		ロシア連邦	2,743	1,611	2,110	1,258
		米国	15,683	11,334	14,044	10,174
		その他	101,171	30,839	87,312	25,596
	小計	212,063	94,818	209,960	92,532	
	針葉樹	ブラジル	9,588	5,606	11,632	7,041
		カナダ	148,453	55,756	193,311	63,746
		チリ	366,184	70,813	297,350	60,981
		中国	42,008	36,777	34,788	28,378
		ラトビア	20,936	6,921	18,054	6,558
		ニュージーランド	192,150	36,661	181,710	33,315
		ロシア連邦	243,581	58,537	281,169	57,864
		ベトナム	516	275	786	241
その他		222,434	81,158	126,875	45,535	
小計		1,245,850	352,504	1,145,675	303,659	

(出所) 韓国木材377号

韓国に輸入されている木材類の輸入量と輸入額の傾向を見ると、原木は2012年の輸入量、輸入額がそれぞれ368万6千 m^3 、6億5,550万8千ドルで、年平均増加率は-6.8%、2.0%である。2012年の製材品の輸入量、輸入額はそれぞれ162万3千 m^3 、4億7,292万5千ドルで、増減を繰り返してはいるが年平均増加率が9.4%、10.7%となっており増加傾向にある。また2012年の合板の輸入量、輸入額はそれぞれ121万2千 m^3 、5億9,233万4千ドルで、増減を繰り返してはいるが年平均増加率は-1.6%減、4.5%である。

表16 韓国の木材類の輸入現況

年度	木材類							
	合計	原木		製材品		合板		その他
	金額 (千\$)	数量 (千 m^3)	金額 (千\$)	数量 (千 m^3)	金額 (千\$)	数量 (千 m^3)	金額 (千\$)	金額 (千\$)
2003	1,769,728	7,165	610,394	763	205,468	1,444	417,201	536,665
2004	1,867,156	6,541	704,186	834	213,932	1,203	397,118	551,920
2005	1,949,447	6,221	707,871	775	224,545	1,242	427,757	589,274
2006	2,221,322	6,366	755,686	804	250,462	1,297	513,697	701,477
2007	2,583,455	6,643	910,323	961	304,865	1,359	593,470	774,979
2008	2,572,649	5,267	838,829	939	288,019	1,235	544,175	901,626
2009	1,992,669	5,014	623,926	916	249,605	1,272	471,270	647,868
2010	2,307,382	4,227	725,689	1,200	330,047	1,251	476,356	775,290
2011	2,574,265	4,030	793,793	1,499	437,334	1,138	536,747	806,391
2012	2,551,577	3,686	655,508	1,623	472,925	1,212	592,334	830,810

(出所) 山林庁 統計資料

韓国の木材類の輸出量と輸出額の傾向を見ると、2012年の合板の輸出量、輸出額はそれぞれ4千 m^3 、432万6千ドルで、増減を繰り返してはいるが、年平均増加率が-14.6%、-9.3%とともに減少傾向にある。2012年の木材および木製品輸出量、輸出額はそれぞれ1億1,448万7千トン、9,202万4千ドルで、増減を繰り返してはいるが年平均増加率が10.1%、7.7%とともに増加傾向にある。

表17 韓国の木材類の輸出現況

(単位: 千m³、トン、千\$)

年度	木材類				
	合計	合板		木材および木製品	
	金額	数量千m ³	金額	数量トン	金額
2003	80,944	49	26,335	66,898	54,609
2004	96,826	60	35,769	88,852	61,057
2005	72,644	15	20,396	61,172	52,248
2006	52,190	13	7,978	53,269	44,212
2007	57,233	7	4,884	59,907	52,349
2008	58,920	11	9,050	51,158	49,870
2009	57,325	7	5,986	51,151	51,339
2010	52,440	6	5,018	48,012	47,422
2011	73,209	7	5,370	82,822	67,839
2012	96,350	4	4,326	114,487	92,024

(出所) 山林庁 統計資料

3. 韓国の林業の現況

山林庁によれば、山林面積は636万8,843haで（2010年）、このうち針葉樹が258万629ha（40.5%）と最も多い。山林面積の年平均増加率は-0.1%、広葉樹と混交林はそれぞれ0.5%、-0.1%だった。

表18 山林面積

(単位:ha)

年度	山林面積 (Forest land area)					
	合計	針葉樹 (Conifers)	広葉樹 (Non-conifers)	混交林 (Mixed)	竹林 (Bamboo stand)	無立木地 (Un-stocked)
2003	6,406,332	2,719,725	1,659,949	1,876,150	6,099	144,409
2004	6,400,301	2,706,987	1,665,893	1,873,349	6,100	147,972
2005	6,393,949	2,698,574	1,659,128	1,874,586	7,040	154,621
2006	6,389,393	2,695,398	1,660,019	1,868,951	7,039	157,986
2007	6,382,449	2,686,649	1,661,535	1,861,655	7,039	165,571
2008	6,374,875	2,679,803	1,659,173	1,853,447	7,039	175,413
2009	6,370,304	2,671,924	1,657,271	1,844,205	7,039	189,865
2010	6,368,843	2,580,629	1,718,916	1,864,925	7,039	197,334

(出所) 山林庁「2010年度山林基本統計」

2012年の林産業のGDPは、林業が1兆7,062億ウォン、木材および木製品製造業が1兆3,399億ウォン、パルプおよび製紙製造業が5兆6,657億ウォン、家具およびその他製品の製造業が4兆9,399億ウォンで、GDPの1.0%を占めた。林業、木材および木製品製造業、パルプおよび製紙製造業、家具およびその他の製品製造業のGDPは増減を繰り返しているが、年平均増加率はそれぞれ5.1%、2.7%、4.0%、4.4%と増加傾向にある。

表19 林産業のGDP

(単位：10億ウォン)

年度	名目 GDP				
	GDP	林業	木材および木製品 製造業	パルプおよび製紙 製造業	家具およびその他 製品製造業
2003	767,113.7	1,127.5	1,083.7	4,057.2	3,402.4
2004	826,892.7	1,084.9	1,226.2	3,935.7	3,351.9
2005	865,240.9	1,000.7	1,178.3	3,787.2	3,459.6
2006	908,743.8	999.0	1,186.7	3,838.3	3,744.0
2007	975,013.0	1,114.7	1,210.3	3,851.4	3,944.1
2008	1,026,451.8	1,220.3	1,198.8	4,169.6	3,798.5
2009	1,065,036.8	1,427.6	1,354.6	4,986.4	4,494.7
2010	1,173,274.9	1,686.8	1,351.7	5,227.8	4,486.6
2011	1,235,160.5	1,713.3	1,505.1	5,188.1	4,903.1
2012	1,272,459.5	1,706.2	1,339.9	5,665.7	4,939.9

(出所) 韓国銀行

木材類の供給実績を見ると、2012年には国内向けに450万6,000m³が供給され、そのうち一般材が345万5千m³(76.7%)と最も高い割合を占めた。木材類供給の年平均増加率は8.8%と増加傾向にあり、増減を繰り返している坑木を除き、パルプ材と一般材は着実に増加している。

表20 木材類の供給実績

(単位：千m³)

年度	合計	坑木	パルプ材	一般材
2003	1,740	63	449	1,228
2004	2,037	62	478	1,497
2005	2,350	55	400	1,895
2006	2,444	47	522	1,875
2007	2,680	45	667	1,968
2008	2,702	45	838	1,819
2009	3,176	39	797	2,340
2010	3,715	29	892	2,794
2011	4,210	32	1,022	3,156
2012	4,506	18	1,033	3,455

(出所) 山林庁

紙類の生産実績を見ると、2012年には1,133万2千トンが生産され、そのうち段ボール原紙が403万7千トン(35.6%)で最も高い割合を占めた。紙類生産の年平均増加率は2.2%と増加傾向にある。ただし、新聞用紙と包装用紙はそれぞれ-0.7%、-1.0%と減少傾向にある。

表21 紙類の生産実績

(単位: 千トン)

年度	合計	新聞用紙	印刷用紙	包装用紙	衛生用紙	特殊紙	白段ボール紙	段ボール原紙	その他板紙
2003	11,280	1,538	2,779	243	403	235	1,201	3,434	314
2004	11,662	1,679	2,964	230	413	223	1,187	3,525	289
2005	11,820	1,588	3,043	219	404	239	11,974	3,586	275
2006	10,703	1,612	3,094	203	411	278	1,176	3,648	283
2007	10,932	1,630	3,133	231	425	183	1,232	3,811	288
2008	10,643	1,562	3,094	220	419	182	1,202	3,686	278
2009	10,481	1,464	2,977	218	442	161	1,251	3,694	274
2010	11,106	1,556	3,030	220	447	176	1,294	4,084	300
2011	11,480	1,538	3,278	223	462	161	1,348	4,157	313
2012	11,332	1,523	3,207	191	464	177	1,418	4,037	314

(出所) 韓国製紙連合会

パルプの生産実績を見ると、2012年には56万2,270トンが生産され、そのうち化学パルプが44万9,804トン(80.0%)と最も高い割合を占めた。パルプ生産の年平均増加率は3.2%と増加傾向にあるが、碎木パルプは-1.6%だった。

表22 パルプの生産実績

(単位: トン、%)

年度	合計	化学パルプ	碎木パルプ	自給率
2003	522,597	414,769	107,828	16.7
2004	544,501	427,458	117,043	16.1
2005	511,797	411,467	100,330	17.5
2006	515,705	426,060	89,645	17.2
2007	417,967	337,929	80,038	14.4
2008	536,032	425,229	110,803	17.7
2009	467,447	361,191	106,256	14.0
2010	511,333	402,067	109,266	12.9
2011	585,108	447,048	138,060	17.6
2012	562,270	449,804	112,466	17.2

(出所) 韓国製紙連合会

4. 韓国の木材利用

4-1. 木材利用法の分類および概念

大韓木材協会の木材利用法分類によれば、韓国で利用される木材類は、構造材、外装材、内装材、板材、仮設材、土留板、パレット材、防腐木材、天然木デッキ材、韓屋用資材に分けられる。

中でも構造材 (Dimension Lumber)⁸は、建築物に作用する荷重を構造的かつ安全に支持することにより、建築物の全体または部分的な変形を防止し、建築物が本来の目的と機能を果たすことができるように支える役割を果たさなければならないため、その構造的性能が非常に重要な選択基準になる。従って構造材は、その構造的性能に焦点をあてて強度および剛性などのデータから等級区分がなされている。構造材は公称寸法⁹で厚さ2~4インチ・幅2インチ以上の木材を指し、この規格の木材はプラットフォーム工法(Light Frame Construction)に使用する目的で生産されている。

構造材は用途により「Structural light framing」、「Stud」、「Light framing」および「Structural joists and planks」に分けられる。

Structural light framingは公称寸法で厚さと幅が2~4インチの木材が該当し、この用途の木材は強度特性によってさらに特別構造等級(Select Structural)、1等級(No.1)、2等級(No.2)および3等級(No.3)に細分化される。Structural light framingはトラス製造の場合と同様に断面サイズが小さく高い強度が要求される用途に適合する。

Stud (間柱材) は公称寸法で厚さ2インチ、幅が4~6インチで長さが10フィート以下の木材を対象としている。Studは主に壁体に使用するものとされているが、必ずしもその用途に限定されるものではなく、このサイズの木材が適合されるなら、どこにでも使用することができる。

Light framingは厚さ2~4インチ、幅4インチの木材に対して区分される。高い構造性能が要求

⁸ 林産物流通情報システム。針葉樹としてはマツ類・カラマツ・ゴヨウマツ・モミなどが使用され、外国産の移植材としてはスギ・ムラサキツリバナなどがある。構造材は他の材料と比べて強度がより高く熱伝導率が小さく、加工性に優れソフトな印象を与え、地域を問わず産出されて値段が安いという長所を持つが、良く燃えて腐りやすく、伸縮が激しいという短所を持つ。

⁹ 農村振興庁。実際に市場で取り引きされる製材品の基準寸法を意味し、実際の寸法と異なる場合がある。

されない場合に使用される。Light framingが使用される用途の例としては、ウォールプレート、スタッド、短縮間柱 (cripple)、せき止め(blocking)などをあげることができる。

次に外装材は、建物の外部を仕上げる用に使用される材料であり、住宅の外壁材としてはサイディング（板状外壁材）、れんが、人造石、ドライビット（透湿式外断熱材）あるいはスタッコ（化粧しっくい）などがある。サイディング材はその形状によって、ベベルサイディング、ドロップサイディング、ラウンドログサイディング、バーティカルサイディングなどに分けられる。また材質によって木材サイディング、ビニールサイディング、アルミニウムサイディング、ハーディサイディング、セメントサイディングなどに分けられる。韓国で別荘の外壁材として使用される木材サイディングの樹種としてはスギやレッドウッドが多く、場合によってはモミ、イースタンホワイトパイン、シュガーパイン、ウェスタンハウスパインなどを使用することもある。

内装材は建築物内部の仕上げや装飾を行う目的で使用される材料であり、快適な室内環境を作るための素材として、天井材、壁材、床材、階段材、モールディング材などがある。

その他、板材とは、木材を単板、チップ、ファイバー、ブロック状に1次加工した後に接着剤を使用して冷圧または熱圧成形した板材のことを言う。板材には合板、繊維板(MDF)、パーティクルボード（PB）、集成材、OSB（配向性ストランドボード）などがある。また、防腐木材は屋外や湿気が多い場所で使用されるもので、水分、キノコの胞子、害虫などから木材を保護するため人為的に薬品処理を施した木材を指す。デッキ、ガーデンハウス、サイディング、土台、垣根、ガーデン用品など外部の湿気に曝される場所に使用され、25～30年、または管理状態によってはそれ以上の長期にわたって使用することができる。

表23 木材利用法の分類および概念

区分	概念及び用途
構造材	建築物に作用する荷重を構造的に安全に支持して建築物の過度な変形を防止し、本来の目的と機能を果たすよう支える用途に使用
外装材	建築物外部の仕上げ用材料として使用
内装材	建築物内部の仕上げと装飾用材料として使用
板材	木材を単板、チップ、ファイバー、ブロック状に1次加工した後、接着剤を使用して冷圧または熱圧成形した板材
仮設材	本工事のために補助的・臨時的に設置または使用され、撤去・解体される資材
土留板	土留め工事用の木材として使用
パレット材	倉庫・工場などの貨物をリフト車のフォークで持ち上げ運搬または保存するための受け台をパレットというが、これを作るための木材
防腐木材	屋外や湿気が多い場所で使用するため、水分、キノコの胞子、害虫などから木材を保護するため人為的に薬品処理を施した木材
天然木デッキ材	人為的な化学薬品の使用を排除し、強度に優れており資材本来の天然の質感や色を表現することができ、人体に無害。室内資材として使用
韓屋用資材	柱、梁、垂木用として使用される木材

(出所) 大韓木材協会ウェブサイト「木製品の種類」

4-2. 韓国の木材産業¹⁰

4-2-1. 木材産業の定義

NICE信用評価情報(2013)によれば、木材産業とは、各種の木を主原料として製材品、建築用組立構造物、単板および合板、再処理および加工、木材容器、木材道具および装備などといった各種の木製品や木製品の部分品を製造する。

木材産業は大きく分けて製材および木材加工業、合板およびボード製造業に分類できる。製材および木材加工業は、原木または製材品に製材、カンナがけ、粉碎またはその他の表面加工を行って一般製材品、化粧材、防腐処理またはその他の化学処理材、木母・木粉・チップ状ま

¹⁰ NICE信用評価情報(株)。「Industry Report-木材産業」2013

たはパーティクル状の木材、床用モザイク板材、枕木などを生産する。

合板およびボード製造業は、木材固有の長所を生かしつつ加工性、生産性、寸法的な制限など木材の弱点を補完する木材代替材を生産する産業を言い、原木を鋸で切断、細切り、輪切りなどの方法で合板用およびその他の用途に適した薄い単板にしたり、接着剤の使用の有無を問わず木材を高圧で圧縮処理したりして合板¹¹、パーティクルボード(PB)¹²、繊維板(FB)¹³などを生産する。

4-2-2. 木材産業の特性および現況

NICE信用評価情報(2013)によれば、製材および木材加工業は、労働集約的、原料の海外依存度の高さ、輸送・保管コストの高さ、建設景気による影響、注文生産といった特性を有する。木材産業は原料の基盤を山林資源におく素材産業であり、単純な工程部門についてはほとんど機械化がなされているものの精巧さが要求される加工部門においては労働力への依存度が高い労働集約的産業である。韓国では原木需要のおよそ90%を輸入に依存しており、海外における山林開発および長期的な導入策を講じるなど、原料の安定した調達が非常に重要である¹⁴。また、原料および製品の重量が大きいため輸送や保管のためのコストが高くつき、加工工場は概して港や消費地が近接している仁川（インチョン）、京畿道（キョンギド）、釜山（プサン）などに立地している。木材はそれ自体よりも加工した時に付加価値が創出され、主に住宅建設用の基礎資材として利用されているため建設景気の影響をかなり受ける。木材産業の主流をなす製材業は小規模な資本と少人数での経営が可能な典型的な中小企業業種であり、主な生産品

¹¹ 一定の薄さではがした単板(0.5~1.5mm厚)を、木目の方向が互いに直角になるように重ね接着剤を塗布し圧力をかけて接着した加工材をいう。

¹² PBとは、木材およびその他の植物繊維質の小片(Particle)すなわち切削片または破砕片などを主材料とし、合成樹脂接着剤を添加して整形・熱圧した密度0.5g/m³以上0.9g/m³以下の製品を指す。

¹³ 木質材料を主原料とし、高温で解繊して得た繊維(Wood Fiber)を合成樹脂接着剤で結合させ整形・熱圧して作った木質の板状製品を指す。密度によって中密度繊維板(0.35~0.85g/m³)、軟質繊維板(0.35g/m³未満)、硬質繊維板(0.85g/m³以上)に区分されるが、韓国で生産される繊維板は中密度繊維板(MDF、Medium Density Fiberboard)がほとんどを占めている。

¹⁴ 山林庁によれば、韓国国内の山林は人工造林を本格的に始めてからそれほど経っておらず、木材の年間消費量2千7百万m³のおよそ90%をインドネシア、マレーシア、ニュージーランドなどからの輸入に頼っているのが実情だ。韓国の木材加工産業は地方の零細規模な製材所から始まり、合板・ボード類、製材品、木造住宅、木炭・木酢液など高付加価値製品を生産する産業へと成長してきており、この先、環境にやさしいという木材本来の特性から、需要はさらに拡大するものと見込まれる。

である製材品には特別な規格がなく一般的な市場生産よりも注文による生産が大きな割合を占めている。

次に合板およびボード製造業は、労働および技術集約的、家具および建設景気の影響、内需依存型、完全競争市場といった特性を有する。一般的な合板の場合は比較的単純な生産工程を経る労働集約的な特性が見られるが、主な品目であるPBやMDFの場合は廃資材や木材を細かく粉砕し接着する工程において技術力の差によって付加価値が左右されるため、技術集約的な特性を示すことがある。合板およびボードは住宅を中心とする建設産業および家具産業において主たる需要が発生するため、一般的な景気状況と強い関連性を示す。特に住宅市場の需給状況以外に政府の不動産政策に伴う建設景気に敏感で、季節的には夏（梅雨）期と冬（厳寒）期に需要が落ち込み、春・秋に需要が拡大する。また、海外の山林保有国に対して原価競争力が低く、生産量の大部分を韓国の国内市場で販売する内需依存型の産業である。国内生産品の他に低価格の海外輸入品とも国内市場で競合する完全競争市場であり、技術や品質よりも価格が競争上での重要な要素になる。製品原価に原材料が占める割合が最も大きいため、原材料の安定した供給および低価格な原材料の開発が価格競争力において重要な要因となる。

統計庁が提供している韓国国内における木材および木製品製造業の現況に関する資料を見ると、2011年の事業所数、従事者数、出荷額、付加価値はそれぞれ767社、17,421人、4兆6,324億7,100万ウォン、1兆4,951億9,600万ウォンとなっている。増減を繰り返してはいるが木材および木製品製造業の事業所数と従事者数の年平均増加率はそれぞれ-0.8%、-1.4%となっており減少傾向にある。一方、出荷額と付加価値の年平均増加率は6.5%、5.5%となっており上昇傾向がはっきりとしている。これは、木材および木製品製造業の事業所や従事者数が減少している一方で、産業に関しては全般的に売り上げが増加していることを示している。

表24 木材および木製品製造業に関する現況

(単位: 社、人、100万ウォン)

年度別	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2011
事業所数	820	772	827	819	849	779	777	767
従業員数	19,327	18,055	18,832	18,999	18,755	17,698	16,998	17,421
出荷額	3,002,470	3,514,007	3,554,180	3,661,103	3,994,563	4,211,951	4,338,609	4,632,471
付加価値	1,047,714	1,232,386	1,194,432	1,195,278	1,412,775	1,434,372	1,492,882	1,495,196

(出所) KOSIS

4-3. 木材産業企業の現況¹⁵

4-3-1. 競争の現況および市場占有率

木材市場は、主要な原材料である木材需要の80%以上を海外からの輸入に依存している。原木を輸入して1次および2次加工を行って製材品を生産している企業としては(株)クワンウォン木材、ソンチャン産業(株)、(株)ユニードなどがある。原材料価格の上昇に伴う採算性の悪化により中小規模の木材メーカーなどの破たんが頻発しており、大企業中心の寡占市場が形成されている。

表25 製材品市場の占有率

(単位:100万ウォン、%)

業者名	売上高	シェア
(株)クワンウォン木材	68,000	44.42
ソンチャン産業(株)	37,158	25.47
(株)ユニード	23,617	15.43
(株)ハンソルホームデコ	22,479	14.68
合計	153,096	100.00

(出所) KISLINE (NICE Information Service)

加工木材の場合、合板市場はイゴン産業(株)、ソンチャン産業(株)、ソンチャン企業(株)などによって寡占体制が構築されている一方で、輸入製品が占める割合が高く、完全競争市場の形態を示している。合板は韓国国内における総需要量に対して国内での供給量が大きく不足している状況にあって需要の相当部分を輸入に依存しており、国内のメーカーに適用されるE2級製品の使用規制が輸入品には適用されないことから、低価格な輸入品の占有率が徐々に拡大している。一方、韓国合板ボード協会によれば、2012年の輸入を除いた国産合板の国内市場占有率はソンチャン産業(株)が29.2%で1位を占め、ソンチャン企業(25.2%)、イゴン産業(27.1%)がそれに続いている。

中密度繊維板(MDF: Medium Density Fiberboard)市場には、トンファ企業(株)、(株)ユニード、

¹⁵ NICE信用評価情報(株)。「Industry Report-木材産業」2013

ソンチャン企業(株)、(株)ハンソルホームデコなどが参入しており、輸入製品に対し韓国国内メーカーの市場占有率が93%に達している(2012年)。MDF市場の占有率(2012年)は、最近になって生産能力を拡大した(株)ユニードが1位となり、過去7年間にわたって1位の座を守ってきたトンファ企業が2位に追いやられた。これは、(株)ユニードが2012年3月に群山工場の増築を完了し、かつて42万m³だったMDFの生産量を55万m³に拡大した反面、トンファ企業が中古車事業の拡大に向けて主力である仁川MDF1工場の稼働を停止したためである。しかしトンファ企業は2013年7月に牙山工場の生産設備を増設、稼働しており、MDF市場における占有率争いはさらに熾烈になるものと見込まれる。

パーティクルボード(PB)市場では、トンファ企業(株)、ソンチャンボード(株)、テソン木材工業(株)などが競合している。PBの場合、2009年4月にタイおよびマレーシア産PBに課された7.67%のダンピング防止関税が2012年4月で終了したことから低価格な輸入品の物量が増加中で、家具関連の業界団体がPB割当関税の申請を検討するなど、低価格な輸入品による市場浸食に対する懸念が広がっている。一方、韓国合板ボード協会によれば、2011年の韓国産PBの市場占有率はトンファ企業(株)が44.3%で1位、テソン木材(26.7%)、ソンチャンボード(29.0%)がその後が続いている。

4-3-2. 主な企業の現況

国内における代表的な木材産業メーカーとしては、トンファ企業(株)、ソンチャン産業(株)、(株)ユニード、(株)クワンウォン木材、(株)ハンソルホームテックがある。企業別に主な製品を見ると、トンファ企業(株)は再生木材、木材製品、木材強化床材の製造・卸売など、ソンチャン産業(株)は合板、家庭用家具(ソン・ウッド)、MDF、製材品、ハードボードの製造が主なものである。(株)ユニードはMDF(加工木材)の製造および卸売、(株)クワンウォン木材は一般製材、MDF、木材加工用機械の製造、原木、合板の卸小売などである。また(株)ハンソルホームテックはPB、MDF、床材、強化・再生木材、LPM、製材品の製造、卸・小売、貿易、林業、伐木に関連する事業を展開している。

表26 トンファ企業(株)

区分	内容	
企業の概要	本社住所	仁川市西区佳佐1洞150-14
	従業員数	426
	主要製品	再生木材、木材製品(MDF、P/B、MFB、LPM、MFC、PCB)、 木材強化床材の製造・卸売/駐車場運営/不動産賃貸
	代表者	キム・ホンジン/イ・ビョンオン
	企業公開	外部監査
	主要株主	トンファホールディングス(株)
	株式数	14,325,980株
税務及び価値指標 単位：千ウォン %	決算日	2012年12月31日
	総資産	558,421,314
	総負債	269,121,351
	資本金	8,962,990
	総資本	289,299,963
	売上高	255,475,703
	営業利益	15,098,862
	当期純利益	10,757,299
	自己資本純利益率	4.18
	売上高経常利益率	5.68
	売上高営業利益率	5.91

(出所) KISLINE

表27 ソンチャン産業(株)

区分	内容	
企業の概要	本社住所	仁川広域市中心区ウォルミ路96
	従業員数	498
	主要製品	合板、家庭用家具(サンウッド)、MDF、製材、ハードボード製造/ 不動産賃貸
	代表者	イ・ユンヨン
	企業公開	上場
	主要株主	チョン・ヨンジュン、チョン・ホソン、チョン・ホギョン、チョン・スンウォン、チョン・ホジン、キム・エジョル、イ・ユンヨン、イ・ムンドク、キム・ウソン
	株式数	10,355,510株
税務及び価値指標 単位：千ウォン %	決算日	2012年12月31日
	総資産	385,586,773
	総負債	114,209,645
	資本金	10,355,510
	総資本	271,377,128
	売上高	241,687,837
	営業利益	438,028
	当期純利益	632,119
	自己資本純利益率	0.23
	売上高経常利益率	0.34
	売上高営業利益率	0.18

(出所) KISLINE

表28 (株)ユニード

区分	内容	
企業の概要	本社住所	ソウル特別市中区乙支路5キル19 フェラムタワー17階
	従業員数	415
	主要製品	炭酸カリウム、苛性カリウム、苛性カリ、炭酸カリ(無機化合物)、MDF(加工材)の製造・卸
	代表者	イ・ファヨン/チョン・ウィスン
	企業公開	上場
	主要株主	(株)OC1商事、イ・ファヨン、イ・スヨン、国民年金管理公団、ハンファ資産運用、シンヨン資産運用、イ・ジョンジャ、イ・スクヒ、イ・ウイル、イ・ボクヨン
	株式数	6,585,069株
税務及び価値指標 単位：千ウォン %	決算日	2012年12月31日
	総資産	720,927,489
	総負債	290,780,325
	資本金	32,925,345
	総資本	430,147,163
	売上高	504,648,899
	営業利益	25,443,322
	当期純利益	9,526,721
	自己資本純利益率	2.24
	売上高経常利益率	2.35
	売上高営業利益率	5.04

(出所) KISLINE

表29 (株)クワンウォン木材

区分	内容	
企業の概要	本社住所	仁川市南洞区古棧洞736-4ナムドン公団162ブロック7ロット
	従業員数	132
	主要製品	一般製材、MDF、木材加工用機械製造、原木、合板の卸・小売、 不動産賃貸
	代表者	チョン・ヘジン
	企業公開	外部監査
	主要株主	チョン・ヘジン、チョン・ソンジン、チョン・ヨンジン、チョン・ヨンソン
	株式数	450,000株
税務及び価値指標 単位：千ウォン %	決算日	2012年12月31日
	総資産	171,188,503
	総負債	108,218,260
	資本金	4,500,000
	総資本	62,970,243
	売上高	140,335,858
	営業利益	3,491,654
	当期純利益	1,049,557
	自己資本純利益率	1.68
	売上高経常利益率	0.87
	売上高営業利益率	2.49

(出所) KISLINE

表30 (株)ハンソルホームデコ

区分		内容
企業の概要	本社住所	0.89
	従業員数	163
	主要製品	PB、MDF、床材、強化床、再生木材、LPM、製材の製造・卸・小 売り、貿易/林業、伐木関連事業
	代表者	コ・ミヨンホ
	企業公開	上場
	主要株主	ハンソル製紙(株)、チョ・ドンギル、コ・ミヨンホ
	株式数	64,596,455株
税務及び価値指標 単位：千ウォン %	決算日	2012年12月31日
	総資産	267,890,768
	総負債	155,216,468
	資本金	67,796,455
	総資本	112,674,300
	売上高	189,199,921
	営業利益	4,844,332
	当期純利益	2,354,064
	自己資本純利益率	2.20
	売上高経常利益率	0.89
	売上高営業利益率	2.56

(出所) KISLINE

4-3-3. 財務状況

2012年の木材産業は、合板など一部品目の需要が拡大し製品価格が上昇したが、主要な需要産業である建設業の景気低迷が長期化していることや、国内消費の低迷などに伴う家具産業の不振により木材需要の落ち込みが続き、代表的な企業の売上高合計が前年比3.78%の増加にとどまった。売上高営業利益率は、主な原材料である原木の価格下落にもかかわらず、製品需要の低迷に伴う稼働率低下および市場内における競争の激化、荷役料の引き上げなどにより前年比でマイナスに落ち込んだ。

表31 主な財務指標のポイント

(単位: %)

区分	2010年決算	2011年決算	2012年決算
売上高増加率	1.41	6.80	3.78
純利益増加率	△103.19	△1417.86	△114.80
総資産増加率	△2.33	22.05	△2.76
売上高営業利益率	1.97	4.45	2.43
EBITDA対売上高	3.95	5.51	3.31
自己資本純利益率	△0.18	2.20	△0.29
負債比率	103.13	97.91	85.03
借入金依存度	39.67	35.09	30.42
EBITDA_金融費用	117.24	176.09	110.00
総CA_総借入金	9.19	11.69	9.55
減価償却費_固定投資	56.14	69.85	42.82

(注) 決算は(株)ハンソルホームデコ、イゴン産業(株)、テソン木材工業(株)、ソンチャン産業(株)、トンイル産業(株)、(株)ポレスコ、シングアン産業(株)、トンファ企業(株)、(株)クァンウォン木材、ソンチャン企業(株)、ソンチャンボード(株)の合算である。

(出所) KISLINE

5. 韓国における木材の流通事情

5-1. 韓国における木材の流通現況

2013年11月現在、国産原木のうちカラマツは規格が7種類(15-30cm×1.8m以上～45cm以上×6m以上)に区分されており、価格は9万9,500～16万5,000ウォン/㎡である。マツ類は規格が7種類(12-18cm×1.8m以上～30cm×3.6m以上)に区分されており、価格は9万～39万9,820ウォン/㎡である。ゴヨウマツは規格が5種類(15-30cm×1.8m以上～30cm以上×3.67m以上)に区分されており、価格は6万～14万1,000ウォン/㎡である。

表32 流通木材の現況と価格（原木）

(単位: ウォン/㎡、)

区分	数種	等級	規格	2013.11月
国産原木	カラマツ	2等級	15-30cm×1.8m以上	99,500
			15-30cm×2.7m以上	118,670
			15-30cm×3.6m以上	123,500
			30cm×2.7m以上	132,000
			30cm×3.6m以上	132,000
			45cm以上×4.5-5.4m	144,000
			45cm以上×6m以上	165,000
	マツ類	2等級	12-18cm×1.8m以上	90,000
			15-30cm×1.8m以上	111,670
			15-30cm×2.7m以上	190,520
			15-30cm×3.6m以上	191,440
			30cm×1.8m以上	147,840
			30cm×2.7m以上	368,710
			30cm×3.6m以上	399,820
	ゴヨウマツ	2等級	15-30cm×1.8m以上	60,000
			15-30cm×2.7m以上	120,330
			15-30cm×3.6m以上	127,000
			30cm×2.7m以上	141,000
			30cm×3.67m以上	141,000
クヌギ	2等級	制限なし(トン)	62,500	

(出所) 韓国木材375号

韓国産ボード類のうち PB（規格 12 mm×1,200 mm×2,400 mm、15 mm×1,200 mm×2,400 mm）は規格に応じて、価格はそれぞれ 9,980 ウォン/枚、1 万 3,310 ウォン/枚である。繊維板（MDF）（規格 3 mm×1,200 mm×2,400 mm、9 mm×1,200 mm×2,400 mm）は規格に応じて価格はそれぞれ 5,020 ウォン/枚、1 万 420 ウォン/枚である。また、国産製材品のうちカラマツ（規格 3.9 cm×5.1 cm×2.7m）とマツ類（規格 3.9 cm×5.1 cm×2.7m）の価格はそれぞれ 23 万 8,330 ウォン/m³、38 万 8,800 ウォン/m³である。

表33 流通木材の現況と価格（板類、製材品）

(単位: ウォン/m³、ウォン/枚)

区分	数種	等級	規格	2013.11 月
国産板類（枚）	PB	2 等級	12mm*1200mm*2400mm	9,980
			15mm*1200mm*2400mm	13,310
	繊維板(MDF)	2 等級	3mm*1200mm*2400mm	5,020
			9mm*1200mm*2400mm	10,420
国産製材品（m ³ ）	カラマツ	2 等級	3.9cm*5.1cm*2.7m	238,330
	マツ類	2 等級	3.9cm*5.1cm*2.7m	388,800

(出所) 韓国木材 375 号

輸入原木(北洋材、南洋材)、輸入製材品の価格はそれぞれ 18 万～43 万 8,000 ウォン/m³、33 万 3,000～71 万 5,150 ウォン/m³、33 万～108 万 9,000 ウォン/m³となっている。

表34 流通木材の現況と価格（輸入原木、輸入製材品）

(単位: ウオン/㎥)

区分	数種	産地	規格	2013年11月
輸入原木 (北洋材)	ラジアータ パイン	ニュージーランド	k-grade	180,000
	スプルース	ロシア	1-2等級	255,000
	ヘムロック	米国	直径 30cm 以下	330,000
			直径 30-50cm (GC)	351,000
	ダグラスファー		直径 40cm -50cm	429,000
直径 50cm 以上	438,000			
輸入原木 (南洋材)	ニヤトー	マレーシア	通常木	467,850
	Hard MLH			333,000
	アガチス			516,150
	クルーイン			715,150
	カロフィルム	パプアニューギニア		482,850
	タウン			399,600
	ペンシルシダー			449,550
	バーケラ			432,900
	ティレニア	ソロモン諸島		382,950
輸入製材品	ラジアータ パイン	ニュージーランド	k-grade/注文材	330,000
	スプルース	ロシア	1-2等級/半製品材	355,200
	ダグラスファー	米国	注文材	698,700
	ヘムロック			497,400
	ラワン	マレーシア	窓枠材	1,089,000

(出所) 韓国木材 375号

5-2. 韓国における木材の需給現況

韓国国内における木材の需給現況を見ると、2012年には国産材 450万6千㎥、輸入材は 2,331万3千㎥が供給された。国産材は年平均増加率が 11.3%増で、増加幅に差があるものの供給量は引き続き増加している。しかし輸入材の供給量は増減を繰り返してはいるが、年平均増加率が-1.0%となっており供給量は徐々に減少傾向にある。

需要部門については、2012年の製材用、合板・単板用、パルプ・チップ用、ボード用、坑木用の需要はそれぞれ537万8千m³、280万5千m³、1,222万6千m³、315万3千m³、1万8千m³である。需要部門では、増減を繰り返してはいるが製材用、合板・単板用、坑木用の年平均増加率がそれぞれ-3.1%、-3.8%、-11.6%と減少傾向にあり、パルプ・チップ用、ボード用の年平均増加率はそれぞれ1.5%、1.7%と増加傾向にある。

韓国の木材需給の自給率は2012年16.2%であり、年平均増加率は11.0%となっており、木材需給市場の自給率は引き続き上昇している。

表35 韓国国内における木材需給の現況と価格

(単位: 千m³、%)

年度別		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
供 給	国内材	1,740	2,037	2,350	2,444	2,680	2,702	3,176	3,715	4,210	4,506
	収入額	25,649	25,174	24,369	24,179	24,667	24,050	23,431	23,897	23,398	23,313
合計		27,389	27,211	26,719	26,623	27,347	26,752	26,607	3,715	27,608	27,819
需 要	製材用	7,195	7,152	6,632	6,445	6,575	6,354	5,852	5,426	5,533	5,378
	合板・単板用	4,062	3,466	3,256	3,404	3,605	3,369	3,061	2,953	2,782	2,805
	パルプ・チップ用	10,836	11,173	10,942	10,872	11,223	11,374	10,967	12,466	12,563	12,226
	ボード用	2,907	2,814	3,044	2,677	2,751	2,915	2,472	3,310	3,201	3,153
	坑木用	63	62	55	47	45	45	39	29	32	18
	その他	2,510	2,544	2,790	3,178	3,148	2,709	4,216	3,428	3,497	4,239
自給率		6.4	7.5	8.8	9.2	9.8	10.1	11.9	13.5	15.2	16.2

(出所) 山林庁 統計資料

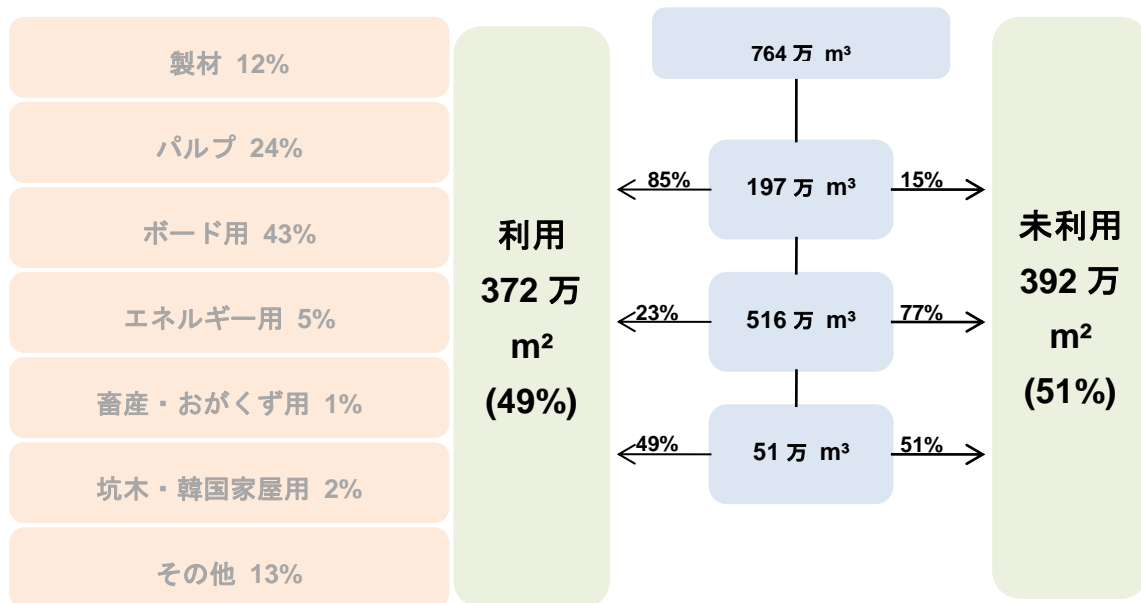
5-3. 韓国における木材市場の課題

山林庁(2011)¹⁶によれば、韓国の木材市場には4つの課題がある。まず、1つ目は、国内における木材供給量の不足と、輸入木材価格の上昇による業界間での原料確保に向けた競争の激化である。RPS法(Renewable portfolio Standard、再生可能エネルギー使用基準制度)のような炭素削減に関連する新たな制度の導入により、発電・熱併合などエネルギー業界やボード業界

¹⁶ 山林庁(2011)、木材産業振興総合計画(2012~2016)

など木材産業が原料の確保をめぐる競争しているのが実情である。また、韓国産を利用した木製品は企業ブランドの向上などポジティブな効果をもたらすが、原料を安定的に確保することが困難で価格が高いため利用率が低いのが実情である。

図1 2010年の韓国産木材の利用現況



(出所) 山林庁(2011)、木材産業振興総合計画(2012~2016)

2つ目の課題、原木価格と流通の流れが伐採業者によって左右されていることである。山を所有している地主は、木材の市場価格や生産される原木の用途についてよく知らず、ほとんどが伐採業者に生産を任せている。木材の価格は伐採生産コスト全体の16.5%に過ぎず、低級材を中心に供給（リギダマツ、広葉樹類、カラマツ、マツ類の順に伐採される）されている。韓国の木材産業界は零細企業が多く、独自の木材生産・流通ネットワークを構築・運営することができず既存の伐採業者に依頼しているのが実情である。

3つ目は流通している木製品の品質や規格が不均一なため消費者からの信頼が低下していることである。木製品の品質や規格についての基準はあるが、専門的な人材や予算が不足しているため、過去10年間にわたって本格的に施行されてこなかった。現行の木製品品質管理の対象品目は6品目であるが、管理義務品目は4品目に過ぎず、他2品目については勧告または自主表

示を行うことになっている¹⁷。

4つ目の課題は少量・分散型の木材輸入システムによりタイムリーな供給が困難になっていることである。輸入原木の調達にあたっては国内の木材関連業者が輸入業者を通じて物量を確保している。しかし国内の輸入業者は資金力に乏しく小規模なため、通常、依頼物量に応じて複数業者が共同で輸入を行っており所要時間やコストが余分に発生してしまう。また、木材の輸入¹⁸はほとんどが仁川港、群山港、釜山港を經由しており、木材関連業者もほとんどがそうした輸入港を中心とした地域に立地している。従って、内陸で生産された国産木材を港の周辺に集中している木材関連業者集積地まで運ばなければならないため物流コストが余分に発生する。

5-4. 日本産木材の流通および利用

山林庁によれば、2012年の日本からの木材輸入量は約1万8,100千 m^3 で、そのうち広葉樹が約3,800 m^3 、針葉樹は約1万4,300 m^3 となっている。日本産原木輸入量の年平均増加率は増減を繰り返してはいるが、2007年から急激に増加傾向にある。2012年の輸入額は521万3,800ドルで、年平均増加率は増減を繰り返してはいるが、98.1%となっており増加傾向にある。

表36 日本産原木の韓国への輸入量

(単位: 千 m^3)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
合計	0.78	2.19	2.64	1.19	7.03	17.56	13.09	11.5	11.5	18.07
広葉樹	0.03	0.65	0	0	0.27	1.25	1.08	1.81	1.81	3.81
針葉樹	0.75	1.54	2.64	1.19	6.76	16.31	12.01	9.69	9.69	14.26
(スギ)	0.53	1.53	2.39	1.19	6.51	14.59	11.12	7.31	7.31	6.12

(出所) 山林庁 統計資料

¹⁷ 防腐処理木材・合板・構造用製材・木材ペレット(義務)、木炭・木酢液(推奨)

¹⁸ 韓国国内への木材輸入方式：直接購入16.7%、輸入業者への依頼81.1%、その他2.2%

表37 日本産原木の韓国への輸入額

(単位: 千\$)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
合計	181.46	447.88	578.64	204.61	1,312.67	3,317.19	2,473.96	2,687.13	2,687.13	5,213.75
広葉樹	25.87	91.45	0	0	75.49	341.27	313	764.85	764.85	1,274.45
針葉樹	155.6	356.43	578.64	204.61	1,237.18	2,975.93	2,160.96	1,922.28	1,922.28	3,939.30
(スギ)	110.94	329.27	443.89	204.61	1,166.97	2,539.33	1,852.73	1,214.37	1,214.37	1,232.52

(出所) 山林庁 統計資料

2012年の日本産木材類の韓国国内への輸入量を品目別に見ると、床板が9トン、木材チップが6,573トン、成形材が261トン、木製ケースが1,023トン、木枠が2トンとなっている。年平均増加率は、木材チップについては大きく増減を繰り返しており、成形材、木製ケース、木枠は増減を繰り返してはいるがそれぞれ74.2%、28.3%、48.6%と増加傾向にある。2012年の輸入額は床板が9万4千ドル、木材チップが74万6千ドル、成形材が91万6千ドル、木製ケースが32万7千ドル、木枠が4万2千ドルとなっている。年平均増加率は、木材チップについては大きく増減を繰り返しており、成形材、木製ケース、木枠は増減を繰り返してはいるがそれぞれ53.6%、16.3%、47.9%ずつで増加傾向にある。

2012年の日本産加工木材類のうち、輸入量に関しては木材チップが最も多く、輸入額では単価が高い成形材が最も多く、木材チップと成形材が日本産加工木材類のうち最も高い割合を占めていることがわかる。

表38 日本産木材類の韓国への輸入量

(単位: トン)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
床板	-	-	-	0	8	-	2	13	26	9
木材チップ	40	15	55	3	727	1	4	291	2,208	6,573
成形材	11	10	15	77	108	195	148	364	350	261
木製ケース	274	282	363	1,148	724	661	889	1,147	1,033	1,023
木枠	1	1	4	7	2	2.7	1.7	0.9	2.8	2

(出所) 山林庁 統計資料

表39 日本産木材類の韓国への輸入額

(単位: 千\$)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
床板	-	-	-	0	62	-	25	142	201	94
木材チップ	9	5	9	13	184	2	5	68	400	746
成形材	44	50	91	216	276	621	460	1,091	1,165	916
木製ケース	685	470	941	2,750	759	535	673	858	802	327
木枠	17	37	24	105	32	47	31	28	57	42

(出所) 山林庁 統計資料

<2011年10月上半期の日本産ヒノキ原木>

・ 輸入量は増加傾向に

環境にやさしい製品を求める国民のニーズが高まるなか、日本産ヒノキ原木の輸入量が増えている。日本産のヒノキ原木は、ルーバーや角材および板材を製造している業者などが自ら輸入しており、ヨンソンウッド、セジョン木材、テヒョンウッド、ヘンボクホームテックウッドなどのメーカーがある。2011年は、8月までに10,140m³が輸入されたが、これは前年同期より63.8%多い量である。

・ ヒノキで作る製品

ヒノキから発散されるフィトンチッドは、急性・慢性気管支炎、咳、喘息に効果があり、生理不順、無月経、閉経期問題、にきび、アトピーなどにも効果があると言われるようになって以来、健康志向(Well Being)のブームと共にヒノキ製のベッド、ソファ、半身浴器、子供用2段ベッド、椅子、まな板などの販売が拡大しており、とりわけヒノキ製のルーバーが壁材として流行している。

・ 輸入価格-サイズによって様々

日本産ヒノキ原木の輸入価格は、どのような品質でどのようなサイズの原木を輸入するかによって価格が大きく変わってくる。材長は主に2.4m、3m、4mのものが輸入されているが、2.4mの割合が多ければ価格は安くなり、4mの割合が多ければ価格は高くなる。直径(小端径)が16cm、18cm、20cmのものなど28cmまでの原木が主に輸入されているが、16cmの割合が多いほど価格が安くなり、28cmの割合が高いほど価格は高くなる。例えば直径16cmが20%、18cmが50%、20cmが30%、材長3mが30%、4mが70%の場合の価格は立方m当たり26,000円(CIF釜山または光陽、338USD相当)になり、直径26cmが100%、材長4mが100%の場合の価格は立方m当たり34,000円(CIF釜山、442USD相当)になる。現在、韓国に入ってきている日本産ヒノキは主に福岡と宮崎から輸入されたもので、輸送費用がCIF価格の27~30%を占めている。

(出所) 韓国木材新聞 2011.10.13 報道資料

<ヒノキは大丈夫か?>

日本から輸入している木材のうち人気が高い代表的なものとしてヒノキがあげられる。ヒノキは香りが良く耐水性が強いため浴場のサウナ用の材料としてよく知られている。しかし、ヒノキの最大の売りはフィトンチッドである。各種の病原菌を排除しようと自ら放出する抗菌物質がフィトンチッドであり、この物質が健康によいことが科学的に立証されている。ヒノキは他の樹種と比べて最大6倍も多くのフィトンチッドを放出し、病原菌、害虫、かびに強く、ストレス解消、アトピー予防、免疫力増強に効果があると言われている。そうした理由から、最近ではインテリア内装材や生活に密着している道具類、枕、まな板、子供たちのおもちゃの素材として人気を集めている。精神的・身体的に健康に良いという理由で需要が高まっているヒノキであるが、放射能の影響を受けているとなると話は違ってくる。

国内産のヒノキは主に全羅南道に分布しているが、数が少なく産地が山林保護区域に指定されているところが多いため、利用するのは容易でない。台湾や中国南部、ヒマラヤ、ラオスなどにもヒノキと似た樹種が分布しているが、日本産と比べて木材としての質が低く色や香りが薄い。従ってヒノキの大部分は日本からの輸入に依存しているのが現実である。

このような状況の中、日本から輸入されるヒノキは放射能に関して果たして安全なのだろう

か？ ヒノキ原木を輸入している企業によれば、ヒノキ生育の最北限は事故が起こった原子力発電所が所在する福島より南で、事故が起こった地域一帯ではヒノキの生育は不可能であり放射能の影響に関しては安全だという。しかし、原子力発電所からの汚染水流出を理由により韓国の領海で漁獲された水産物でさえ安全性が懸念される中、こうした地理的・生態的な根拠は韓国の国民を安心させるのに十分ではない。

日本の農林水産省・林野庁は8月9日、木製品の放射性セシウム表面密度などに関する調査結果を発表した。木製品に放射性セシウムが含まれていた場合、その表面から外部被爆の恐れがあるからである。消費者、使用者、作業員などの健康のため、木製品や製材工場の外部施設、加工機械周辺について調査が行われた。調査対象になったのは、福島第1原子力発電所から50～400kmにかけて分布している製材工場、集成材工場、合板工場、木材チップ工場など28カ所である。調査の結果、木材品の放射性セシウム表面密度については大部分のサンプルから基準値を超える数値は検出されず、外部施設および加工機械周辺の空間線量率が基準値の10分の1以下の水準であることが確認された。

今回の調査によって、現在の木製品は、工場の作業環境での放射性セシウムの影響は微小であることが確認された。しかし、生きている樹木に対する放射性セシウムの影響は時々刻々と変化する可能性が高く、今後とも継続的に調査を行う必要がある。政府も国民の木製品使用をさらに拡大し、不安を解消するためには輸入木材に対して科学的調査を行っていく必要がある。

(出所) 自然生活マガジン WOOD PLANET 2013年10月号参照

6. 韓国の住宅建設の動向

6-1. 宅地開発事業

国土交通部とソウル市によれば、宅地開発事業とは、都市地域の住宅価格の高騰、不動産投機などによる住宅難を解消するために、未開発地域を選定・開発することによって、安価な宅地を大量に造成・供給し、国民の住居生活の安定と福祉向上に寄与するものである。多様な複合機能の導入を目的とした都市開発事業に比べ、宅地開発事業は安価な宅地を大量に造成することが主な目的である。

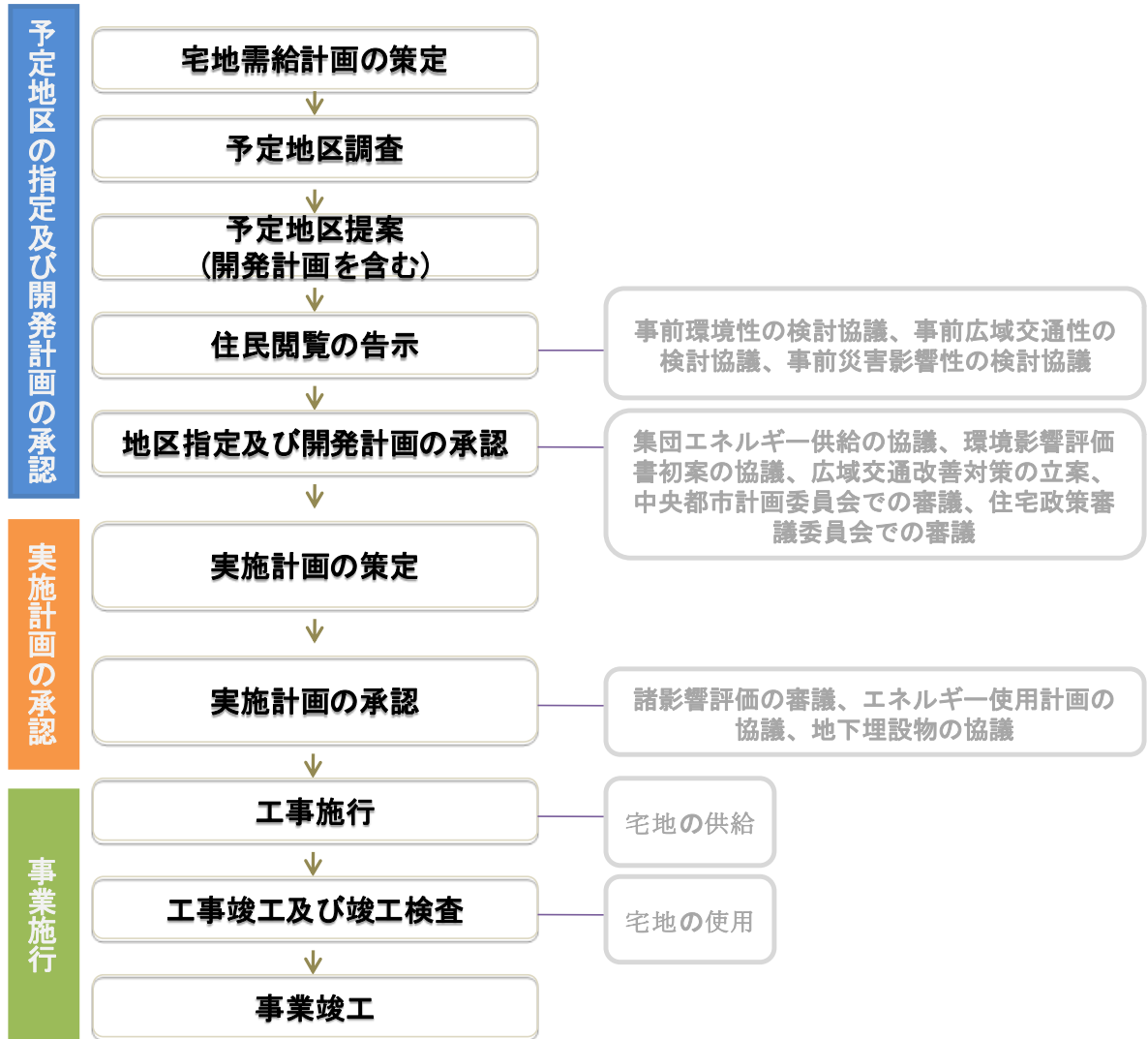
以前、宅地開発事業は、地区指定の段階と開発計画の段階が分離されている一方、都市開発事業は統合されているなど、事業方式の違いがあったが、現在はお互いのメリット・デメリットが補完され、類似する事業手順を有している。

1960年代以降、韓国は都市化が急激に進み、住宅地の需要が急増し、既存の「都市計画法」による方法では宅地供給が不足していた。そこで、1966年に「土地区画整理事業法」を制定し、1980年代の初めまで土地区画整理事業により宅地を供給してきたが、土地区画整理事業が、主に筆地を定型化し、最小限の基盤施設の設置を主な目的としたため、大規模な新市街地や新都市開発には向かなかった。

第5共和国政府（1981～1988）は、住宅供給の不均衡と不動産投機の過熱などによる社会問題解決のため、500万戸の住宅建設に必要な大規模の宅地を円滑に供給するために、「宅地開発促進法」を制定し、同法に基づいて宅地開発事業を施行した。

宅地開発事業は、大きく分けて、宅地開発予定地区の指定及び開発計画の承認、実施計画の承認、事業施行の3段階で推進される。

図2 韓国の宅地開発事業の推進手順



(出所) ソウル都市計画ポータルサイト

宅地開発予定地区の指定については、宅地開発地区の範囲を定めるために、国土交通部長官が「住宅法」第11条第1項によって策定された宅地需給計画に基づいて、集团的に開発するために必要な土地を宅地開発予定地区として指定する。

国土交通部長官が宅地開発予定地区を指定する際には、予め関係行政機関の長と協議し、住民閲覧および当該地方自治体長の意見を聞いたのち、「住宅法」第84条の規定による「住宅政策審議委員会」の審議を経て指定する。国家・自治体、韓国土地住宅公社、地方公社などは、国土交通部長官に宅地開発予定地区の指定を提案することができる。

宅地開発予定地区の指定提案書の提出を受けた国土交通部長官は、住民および関係専門家などの意見を聞くために、関係書類の写本を管轄の区長に送付しなければならない。また、区長は予定地区の名称・位置および面積などを公告し、14日間、一般人がその書類を閲覧できるようにしなければならない。この時、当該地区と関係のある住民は、自分の意見を提示することができ、区長はこれをまとめて国土交通部長官に報告しなければならない。

国土交通部長官は、宅地開発予定地区が指定されると、国・自治体、韓国土地公社、大韓住宅公社、地方公社および一定の資格要件を満たした住宅建設業者などから事業施行者を指定するが、事業施行者は、宅地開発予定地区の指定告示日から3年以内に、宅地開発事業の実施計画承認申請をしなければ、宅地開発予定地区としての指定が解除される。

宅地開発事業地区内の細部計画を立てる段階で、施行者は宅地開発事業の実施計画承認申請書を国土交通部長官に提出しなければならない。この時、提出書類には事業施行地、事業の種類および名称、施行者の名称・住所および代表者の氏名、施行期間などを含めなければならない。そして、事業施行者は、宅地開発事業の実施計画承認の前までに、環境・交通・災害および人口影響評価とエネルギー使用計画に対する協議および審議などを完了しなければならない。

国土交通部長官は管轄の区長の意見を聞いた後、宅地開発事業の実施計画を承認し、施行者の氏名、事業の種類と収用する土地などの細目などを含めて告示した後、施行者および区長に通知する。

最後に事業施行段階では、宅地開発事業の施行者が土地補償または、収用の手順を経て、宅地を買い入れた後、工事着工のための実施設計図書を作成して着工し、宅地開発事業が完了した時には竣工検査を受けなければならない。区長は宅地開発事業が竣工された地区について、実施計画に含まれた第1種地区単位計画として管理する。

6-2. 住宅の種類

住宅の建設・供給・管理などについて規定している「住宅法」では、住宅を「世帯構成員が長期間独立した住居生活を営むことができる構造の建築物全部または一部およびその附属土地」と定義し、大まかに単独住宅（一戸建て住宅）と共同住宅に分けている。また、住宅以外の建築物とその附属土地のうち、住居施設として利用可能な施設を準住宅と定義して区分している。

韓国の住宅は大概に階数と面積により区分されるが、単独住宅は単独住宅・多衆住宅・多家族住宅、公館に分けられる。共同住宅はアパート¹⁹・連立住宅・多世帯住宅・寮に分けられる。準住宅の場合、考試院²⁰・高齢者福祉住宅・オフィステル²¹・寮に細分される。

さらに、住宅分譲に関する概念として、国民住宅基金で建設・改良する国民住宅など²²もある。

6-3. 韓国の住宅建設の動向

国土交通部によると、2012年、全国に58万6,884戸の住宅が建設された。韓国内の住宅の中では、共同住宅の割合が87.9%であり、一戸建て住宅より多く、その中で多世帯住宅が64.1%と、最も高い割合を占めた。そして、住宅建設は増減を繰り返しているが、年平均増加率が2.1%と、増加する傾向にあり、最近の4年間は着実に住宅建設が増加した。特に、多世帯住宅は、他の住宅に比べて増減の幅が大きく、年平均増加率も349.1%で当該年度の市場状況に敏感に反応したものとなっている。

¹⁹日本の「マンション」に該当。

²⁰韓国の住居施設の種類。元来は各種国家試験などを受ける学生向けの施設だったが、最近は割安な賃貸料を理由に若年層やサラリーマンなどのニーズも増えている。

²¹ オフィスとホテルの合成語。主に業務用に使い、一部寝食もできるようにした施設のこと。

²²建設主体によって、国民住宅・国民住宅等・民間建設中型国民住宅・民営住宅に細分される。

表40 韓国の住宅建設の動向

(単位: 号、世帯)

区分	合計	一戸建て				アパート	連立	多世帯
		小計	一戸建て	多家族				
				棟数	世帯数			
2003年	585,382	42,173	24,769	17,404	110,088	468,763	6,265	68,181
2004年	463,800	34,237	22,319	11,918	96,910	404,878	3,697	20,988
2005年	463,641	27,799	20,432	7,367	39,151	415,511	4,613	15,718
2006年	469,503	37,711	28,636	9,075	58,714	412,891	4,678	14,223
2007年	555,792	51,450	38,851	12,599	85,311	23,184	4,696	476,462
2008年	371,285	53,667	40,057	13,610	92,115	50,421	4,044	263,153
2009年	381,787	54,665	40,743	13,922	92,675	24,513	5,426	297,183
2010年	386,542	62,173	44,703	17,470	127,740	41,424	5,956	276,989
2011年	549,594	73,097	49,903	23,194	180,023	106,270	13,465	356,762
2012年	586,884	71,255	51,232	20,023	149,702	119,952	19,591	376,086

(出所) 国土交通部 統計資料

6-4. 韓国の住宅価格および需給の現状と展望

6-4-1. 住宅価格および需給の現状

国民銀行によると、2013年11月時点の、韓国の平均の住宅売買価格は、2億5,394万ウォン（アパート：2億6,136万ウォン、一戸建て住宅：2億9,510万ウォン、連立住宅：1億5,452万ウォン）であり、チョンセ（伝賃）平均価格は、1億5,166万ウォン（アパート：1億6,935万ウォン、一戸建て住宅：1億2,823万ウォン、連立住宅：9,520万ウォン）である。住宅売買平均価格は、2013年は、月平均増加率が-0.1%と小幅で減少する傾向だが、チョンセ（伝賃）平均価格は、月平均の増加率が0.6%を示し、引き続き増加している。（チョンセは68頁参照）

表41 韓国の月平均の住宅売買価格

(単位: 万ウォン)

区分	'12.12	'13.01	'13.02	'13.03	'13.04	'13.05	'13.06	'13.07	'13.08	'13.09	'13.10	'13.11
総合	25,736	25,693	25,644	25,608	25,375	25,351	25,334	25,320	25,307	25,313	25,377	25,394
アパート	26,077	26,015	25,946	25,894	26,213	26,185	26,152	26,112	26,056	26,038	26,096	26,136
一戸建て	30,181	30,179	30,184	30,194	29,165	29,153	29,163	29,230	29,367	29,452	29,558	29,510
連立	15,142	15,135	15,116	15,096	15,439	15,422	15,429	15,423	15,425	15,431	15,456	15,452

(出所) 国民銀行 統計資料

表42 韓国の月平均のチョンセ（伝賃）価格

(単位: 万ウォン)

区分	'12.12	'13.01	'13.02	'13.03	'13.04	'13.05	'13.06	'13.07	'13.08	'13.09	'13.10	'13.11
総合	14,156	14,195	14,245	14,323	14,409	14,438	14,484	14,558	14,673	14,845	15,033	15,166
アパート	15,526	15,579	15,650	15,747	15,978	16,019	16,077	16,160	16,290	16,513	16,757	16,935
一戸建て	12,662	12,670	12,678	12,723	12,495	12,508	12,521	12,564	12,659	12,719	12,789	12,823
連立	8,781	8,796	8,808	8,840	9,195	9,194	9,213	9,269	9,331	9,405	9,476	9,520

(出所) 国民銀行 統計資料

住宅売買の価格指数は、2012年を基準に、102.8P（アパート 103.7P、一戸建て住宅 101.9P、連立住宅 101.0P）を示した。住宅売買の価格指数は、年平均増加率が約 3.5%を示し、持続的に増加する傾向であり、その中でもアパートは、年平均増加率が 4.6%増とより高い増加率を示している。

表43 韓国の住宅売買価格指数(2011.6=100)

(単位: P)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
総合	75.4	76.2	76.8	81.6	88.9	92.5	92.7	94.9	99.9	102.8
アパート	69.7	72.6	74.4	80.2	88.0	90.6	90.4	93.0	99.9	103.7
一戸建て	91.0	88.7	87.6	89.8	94.0	96.9	97.2	98.4	100.1	101.9
連立	75.6	73.4	71.3	75.2	85.7	93.8	95.7	97.9	100.0	101.0

注: 住宅売買価格指数は、2011年6月を100Pとして算出するため、年度別の住宅売買価格指数は、当該年度の月別資料を平均した値で算出した。

(出所) 韓国鑑定院統計資料

韓国内の住宅数は、2012年 1,530万6千戸、住宅普及率 115.4%であった。住宅数の場合、年平均増加率が 2.1%増を示し、持続的に増加する傾向であり、住宅普及率も毎年増加していることが分かる。

表44 韓国の住宅需給現状

(単位: 千戸、%)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
住宅数	12,669	12,988	13,223	13,534	13,793	14,169	14,456	14,677	15,007	15,306
住宅普及率	101.2	102.2	105.9	107.1	108.1	109.9	111.0	112.9	114.2	115.4

(出所) 国土交通部 統計資料

そして、韓国の未分譲住宅の現状は、2012年には 7万 4,835戸を示し、竣工以降も未分譲の住宅が 2万 8,778戸を示した。未分譲住宅は増減を繰り返しているが、年平均増加率は 13.8%増として増加する傾向である。

表45 韓国の未分譲住宅の現状

(単位: 戸)

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
計	38,261	69,133	57,215	73,772	112,254	165,599	123,297	88,706	69,807	74,835
公共	-	-	-	-	1,539	1,306	335	88,706	69,807	-
民間	-	-	-	-	110,715	164,293	122,962	-	-	74,835
竣工後	-	-	-	-	17,395	46,476	50,087	42,655	30,881	28,778

(出所) 国土交通部 統計資料

6-4-2. 住宅市場の展望

キム・テギョン他(2011)²³によれば、韓国は朝鮮戦争、開港期、1960～70年度の向都離村などで、多くの人々が家がない悔しさを経験し、住宅所有がプレミアム意識を形成した。すべての韓国人は、住宅所有を人生の目標とし、住宅の価格上昇による富の蓄積が可能になるにつれて、住宅は住居空間でもあり、富の増殖手段となった。

²³キム・テギョン他(2011)、「住宅市場の構造変化と政策的示唆点」、京畿開発研究院

アパートは、狭い土地に多くの人口が居住できる、もっとも効率的な住居形態であり、国が大量の住宅供給の目標量を短期間で迅速に達成できる住宅形態である。したがって、アパート建設を通じた住宅の大量供給は、国民の住居問題を短期間で解決しつつ、住宅所有のプレミアム意識の漸進的な緩和に寄与した。このような雰囲気の中、韓国内の住宅建設においてアパート建設が占める割合は、2003年の約80.1%から2012年の約20.4%に減少した。全国の住宅普及率は115.4%に達し（2012年）、先進国における住宅普及率の水準を見せている。したがって、住宅市場が活性化されるとしても、アパートの売買は減少するものと展望される。

韓国のベビーブーム世代は、1955年から1963年までの9年間に生まれた714万人をいうが、2010年には総人口の14.6%を占めた。韓国内のベビーブーム世代は、人口構成（Cohort）の割合においてもっとも大きな年齢集団を成し、住宅所有のプレミアム意識がもっとも高い世代であり、彼らの引退は、住宅市場の沈滞を加速化させた。ベビーブーム世代は、持ち家と賃貸の住宅市場の主要な需要者であり、かつ供給者としての役割も果たし、財産増殖の投資目的以外にも、子どもへの財産相続目的で住宅を購入するなど、チョンセ（伝賃）市場においての物量供給の主役でもあった。したがって、ベビーブーム世代が大量に引退し始める今後の10年間は、住宅市場を含めた不動産市場の沈滞が予想される。

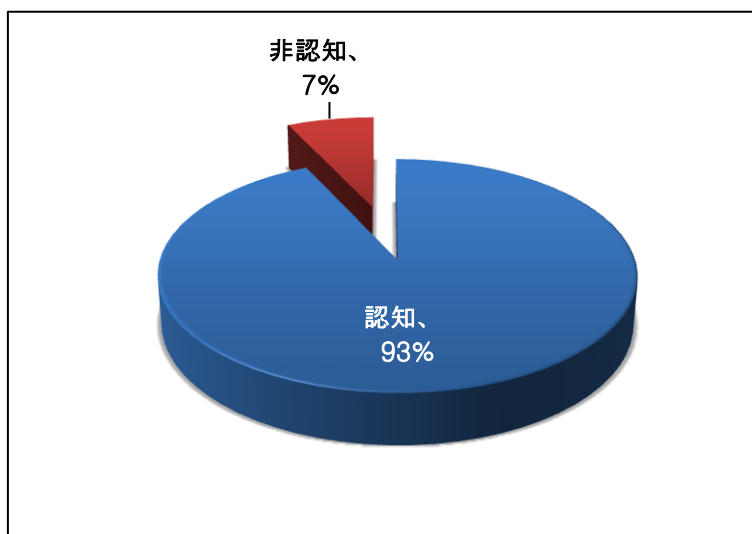
米国では、ベビーブーム世代（1946～1964年）の引退時期である2007年以降、不動産バブルの崩壊が始まった。

時期別に市場への衝撃はあったが、それまでの韓国内の住宅売買市場の上昇基調が、長期間維持されることで、チョンセ（伝賃）制度が今日まで存続してきた。しかし、住宅所有者はこれ以上チョンセ（伝賃）で利益を得ることができず、賃借人も数億ウォンを超えるチョンセ（伝賃）保証金を用意するのが不可能なのが実情である。住宅価格の50%に当たる自己資金があっても、住宅を購入せず、チョンセ（伝賃）を選ぶ理由は、住宅金融市場が発達していないか、所得に比べて住宅価格があまりにも高いので、ローンを利用する場合、元利金の返済が難しいためである。結局、住宅市場の長期的な沈滞または住宅価格の持続的な下落は、チョンセ（伝賃）制度の崩壊を招く可能性がある。

6-5. 韓国内の木造住宅に対する関心度²⁴

国立山林科学院（2003、2010）が実施したアンケート調査によれば、木造住宅の認知度に対する質問で、木造住宅を直接見たり聞いたりしたことがあるという回答が 93%であり、ほとんどの人が木造住宅を認知していることが分かった。また、回答者の特性別(現居住地別、年齢別)でも、認知度に大きな差がないことが分かった。

図3 木造住宅の認知度

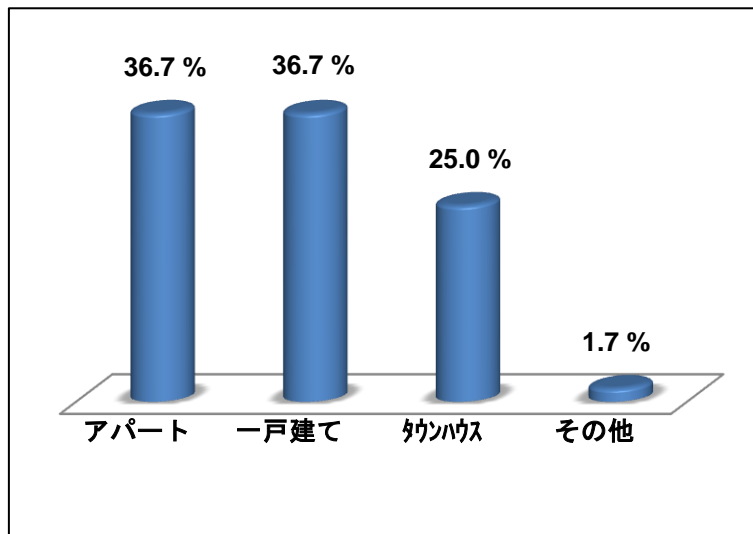


(出所) 国立山林科学院(2003)

木造住宅に居住しているか、今後購入意向のある消費者に好みの住宅に関する質問をしたところ、アパート（36.7%）だけではなく、一戸建て住宅（36.7%）やタウンハウス（25.0%）に対する選好度が高く示された。また、住宅資材に対しては木材（76.7%）を好んでおり、環境に優しい素材に対する需要が高いことが分かった。

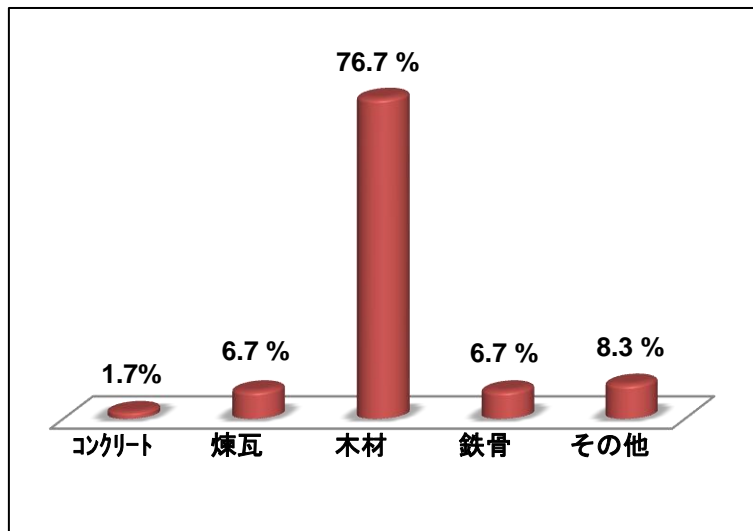
²⁴国立山林科学院(2003)、国産材を利用した建築部材の開発/国立山林科学院(2010)、韓国型の木造建築

図4 選好住宅



(出所) 国立山林科学院(2010)

図5 選好住宅の資材/材料



(出所) 国立山林科学院(2010)

木造住宅を好む理由としては、「自然景観とよく似合いそうだから」が 63.5%でもっとも多く、次に「健康に良さそうだから」(49.2%)、「外観が綺麗だから」(36.0%)、「他の住宅に比べ、

高級そうだから」(11.6%)などの順であり、年齢別にみると、「健康面」では高い年代が、「外観の面」では比較的若い年代において相対的に高く示された。

表46 年齢層別の木造住宅の選好理由(複数回答)

(単位: %)

区分	全体	20代以下	30代	40代	50代以上
健康に良さそうだから	49.2	26.6	45.1	60.0	68.1
外観が綺麗だから	36.0	54.3	41.3	25.7	20.5
自然景観とよく似合いそうだから	63.5	68.0	62.0	64.8	55.4
他の住宅に比べ、高級そうだから	11.6	16.8	12.7	8.8	7.2
その他	2.0	3.1	2.3	1.5	1.2

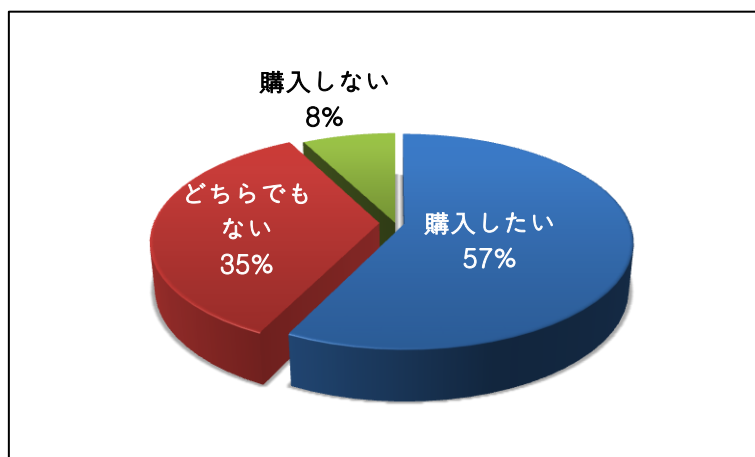
(出所) 国立山林科学院(2003)

国立山林科学院(2010)によれば、住宅それ自体の要因による、アパートと木造住宅のイメージ評価に対する質問で、全般的にアパートが木造住宅より住居に適合していると評価している。「健康性、自然接近型の住居機能」などについて、木造住宅がアパートより優れていると評価しているが、その他の特性については、アパートの方が木造住宅より優れていると評価している。特に、「遮音性」において木造住宅がアパートより優れていると評価したのは、現在アパートの遮音に対する不満がそれだけ高いということと推測され、供給者に比べ相対的に、木造住宅の建築コストがアパートより高いと認識している。

そして、立地などその他の要因による、アパートと木造住宅のイメージ評価に対する質問においては、「立地・投資価値・安全」などにおいて、アパートが木造住宅より優れていると評価しており、特に木造住宅の「便宜施設および教育環境、交通環境」などに対して非常に否定的に評価している。

木造住宅の購入意思に関する質問において、木造住宅を購入する意思があるという回答が57.3%である反面、購入しないという回答は7.7%に留まり、木造住宅の購入意思が多少高い水準であることを示した。回答者の特性別に見ると、年齢別では高年齢層(40代、50代以上)において、所得別では3億ウォン台以上において購入意思が高かった。

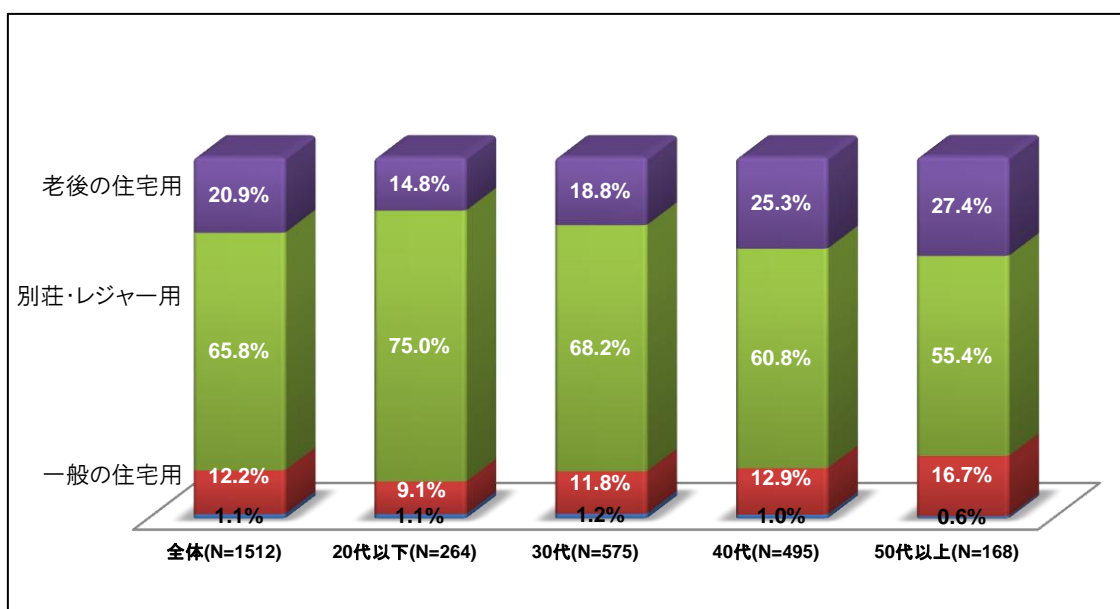
図6 木造住宅の購入意思



(出所) 国立山林科学院(2003)

木造住宅の一般的な用途に関する質問において、木造住宅の一般的な用途として「別荘・レジャー用」と考える回答者が 65.8%でもっとも多く、次に「老後の住居用」(20.9%)、「一般の住居用」(12.2%)が続いた。年齢別では、若年層ほど、木造住宅の一般的な用途を「別荘・レジャー用」として考える傾向が強かった。

図7 木造住宅の一般的な用途について



(出所) 国立山林科学院(2003)

7. 韓国の政策と規制

7-1. 韓国の木材輸入に関する法令および規制

7-1-1. 「植物防疫法」

「植物防疫法」は、第12条第4項と第12条の2第2項に、船上検疫と輸入貨物の木材包装材の検査を規定している。同法の第12条第1項によれば、植物検疫官は、輸入される植物検疫対象物品に規制病害虫の存在が疑われ、その規制病害虫が広がるおそれがあると認められると、通関に先だって船舶・車両または航空機の中に入って、その植物検疫対象物品を検疫することができる。

<船上検疫が可能な場合>
(「植物防疫法の施行規則」第16条)

- ① 専用の船舶で穀類、粕類、コブラまたは、タピオカを輸入する場合（穀粉、ペレット、キューブおよび稲わらを含む）
- ② 専用の船舶で木材類または竹材類を輸入する場合
- ③ その他輸入される植物検疫の対象物品に、規制病害虫の存在が疑われ、その規制病害虫が広がるおそれがあると認められる場合

※ 但し、その物品を輸入する者が提出した全量消毒計画書を検討した結果、規制病害虫を完全に殺し、なくすことができると認められれば、植物防疫官は船上検疫を省略し、消毒を命じることができる。

同法の第12条の2第2項によれば、植物検疫官は、農林水産検疫検査本部長が定める輸入貨物の木材包装材(貨物の支持・保護または運搬に利用される木材)に対して、規制病害虫や暫定規制病害虫の付着可否または輸入与件の適合可否を検査することができる。

7-1-2. 輸入禁止措置事項

韓国は、流入により韓国内の植物への被害が大きいと判断される病害虫が分布している地域で生産・輸送されたり、その地域を経由した植物（植物防疫法第10条輸入禁止）、外国の特定地域で規制病害虫が発生して韓国への流入が懸念されるなど、病害虫の管理上緊急な状況が発生した植物（第11条輸入制限条項により）をそれぞれ輸入禁止・制限している。ただし、農林畜産検疫本部長が規定・告知する加工木材類は除外する（農林畜産検疫本部告示第2013-45号「輸入禁止植物の該当是非の適用基準及び選別基準」、農林畜産検疫本部告示第2013-49号「加工品品目の例」）。

表 47 韓国の日本産木材類に対する輸入禁止措置事項

区分	内容
輸入禁止品目	マツ属植物・カラマツ属植物・ヒマラヤスギ属植物の苗木類・木材類
輸入制限地域	-アジア：日本、中国、台湾、ベトナム -北米：米国・カナダ・メキシコ -欧州：ポルトガル
主な注意病害虫	-マツ材線虫（ <i>Bursaphelenchus xylophilus</i> ）科 -その分布地域の媒介虫（マツノマダラカミキリ（ <i>Monochamus alternatus</i> ）、カミキリムシ（ <i>Monochamus carolinensis</i> ）） - <i>Cronartium colesporioides</i>

（出所）韓国農林畜産検疫本部

7-1-3. 「木材の持続可能な利用に関する法令」

「木材の持続可能な利用に関する法令」は、第20条と第34条に、木材製品の規格・品質基準の告示および検査、不法伐採された木材に関する対策を規定している。同法の第20条によれば、山林庁長は木材製品の品質向上と流通秩序確立のため、大統領令で定める木材製品²⁵に対して、その規格と品質基準を告示しなければならない。そして、規格と品質基準が告示された木材製品を生産した者が、これを販売しようとする時、また輸入した者がこれを通関する場合は、木材の規格・品質検査機関で、あらかじめ規格・品質検査を受けなければならない、検査を受けた

²⁵ 製材木、防腐木材、難燃木材、木材プラスチック複合材、集成材、合板、パーティクルボード(Particle Board)、繊維板、配向性ストランドボード(Oriented Strand Board)、木質床材、木材ペレット(wood pellet)、木材チップ(wood chip)、木材ブリケット(wood briquet)、成形木炭、木炭が含まれる。

木材製品を販売・保管または通関しようとする者は、規格・品質検査結果を消費者の分かりやすい位置に表示しなければならない。

山林庁長は検査結果、規格・品質基準に適合しない木材製品について、販売停止・返送または廃棄命令を下すことができる。そして、規格・品質検査結果について異議がある者は、異議申請をし、再び規格・品質検査を受けることができる。

同法第34条によれば、国家および地方自治体は、国内や国外で不法に伐採された木材が流通・利用されないようにするための対策を立案・施行しなければならず、山林庁長は、地方自治体および山林・木材産業と関連する機関・団体と連携し、不法伐採された木材が流通・利用されないように指導・広報しなければならないと規定している。

7-2. 韓国の木材流通に関する法令および規制

7-2-1. 「木材の持続可能な利用に関する法令」²⁶

「木材の持続可能な利用に関する法令」は、第 17 条、第 20 条、第 21 条、第 29 条に木材製品の安全性評価など、木材製品の規格・品質基準の告示および検査、木材製品の品質認証、木材および木材製品の流通制限などを規定している。同法第 17 条によれば、山林庁長は、木材製品を生産・販売または利用する際に、人と環境に物理的・化学的被害が発生しないようにするため、木材製品の安全性評価ができるように規定している。そして、安全性評価の結果、安全性が優れていると認められる木材製品を、木材利用委員会の審査を経て、安全性の優秀な木材製品に指定できるようにした。

山林庁長は安全性評価の結果、危害要因があると認められる木材製品を、木材利用委員会の審査を経て、安全性危害木材製品に指定し、木材製品の生産や販売制限または廃棄を命ずることができる。そして、安全性評価の結果に対し、異議がある者は異議申請をし、再び安全性評価を受けることができる。

²⁶ 2012年5月に制定された法律であり、韓国の木材産業の安定的振興を目的に制定された。

同法第 21 条によれば、山林庁長は、木材製品の円滑な流通、品質向上および消費者保護のため、品質認証ができるように規定した。品質認証を受けなかった木材製品は、品質認証の表示やこれと類似した表示をしてはならず、品質認証の有効期間は 5 年の範囲において大統領令で定める。但し、必要な場合には、2 年の範囲で一度だけその期間を延長することができる。また、山林庁長は、品質向上と生産奨励などのために必要な場合、品質認証を受けた木材製品を生産する者に、予算の範囲で資金を支援することができる。

同法第 29 条によれば、山林庁長は、木材および木材製品の需給調整、流通秩序の確立および安全性確保のために必要と認める場合、木材および木材製品の生産・販売や流通または使用を制限することができる。

7-2-2. KS表示認証²⁷

KS 表示認証²⁸は、産業標準を広く活用することにより、業界の標準化と品質経営を導入・促進し、優秀な工業製品の普及・拡大により消費者を保護することを目的に、特定商品や加工技術またはサービスが、韓国産業標準のレベルに該当することを認める製品認証制度である。KS 表示の認証対象は、国家技術標準院長が表示指定した品目として、認証審査基準も同時に制定公告し、①品質の識別が容易ではないことから、消費者を保護するために標準に合っていることを表示する必要がある鉱工業品、②原材料に該当するものとして、他の産業に及ぼす影響が大きい鉱工業品、③独寡占の品目/価格変動などにより、顕著な品質低下が懸念される鉱工業品を対象とする。社内標準化および品質経営を通じて、韓国産業標準で定めた品質基準以上の製品を持続的に生産できるシステムなどを審査し、合格した場合に KS 表示認証を与える。KS 表示認証において木材は建設部門の建設一般に属し、木材関連用語など 21 個の木材関連の技術標準を適用している。

²⁷ 韓国農村経済研究院(2010)、「林産物非関税交渉及び輸出拡大の基礎資料の構築」

²⁸ KS表示認証は、任意認証表示制度であるが、「産業標準化法」に基づく国家標準として活用されている。

7-2-3. 工業製品の安全管理制度（KC認証）²⁹

工業製品の安全管理制度は、「品質経営および工業製品の安全管理法」第2条に基づいて、工業製品の取扱・使用により発生する消費者の生命・身体に対する危害、財産上の被害、あるいは自然環境の毀損を防止することを目的とする。危害度に応じて、安全認証対象、自律安全確認対象、安全・品質表示対象に区分している。

安全・品質表示対象の工業製品の製造業者・輸入業者は、木製品の安全基準に適合することを自ら確認し、販売の前に安全・品質表示（KC マーク）を製品に表示しなければならない。安全基準に適合することを確認する方法は、公認試験機関の試験成績書、自主的な試験成績書、原部資材会社の試験成績書、外国の公認機関または企業の試験成績書、その他安全基準に適合することを立証できる根拠書類による。そして、安全・品質表示は分かりやすく製品の表面に表示し、品名、外形寸法、安全要件への適合、製造年月、製造者名、輸入者名、住所および電話番号、製造国名、取り扱い上の注意事項とともに表示する。

国家技術標準院は、「品質経営および工業製品の安全管理法」において、家具の安全基準に、ホルムアルデヒドの放出量 E1 クラス以上を維持することを告示した。対象品目は、室内で使用するタンス、寝具キャビネット、ベッド、化粧台・小型の引き出し、机・テーブル類、本棚、椅子、ソファ、流し台、キャビネットなどである。木材家具類が放出するホルムアルデヒド、トルエンなどが室内空気的主要な汚染源として指摘されるようになったことから、製品安全の次元で管理し、これらの有害物質を含む揮発性有機化合物の放出を制限した。

表48 国家技術標準院の家具安全基準

試験項目	基準値	試験方法
ホルムアルデヒド	平均値 1.5mg/L 以下	デシケータ法
ホルムアルデヒド	0.12mg/m ³ ・h 以下	小型チャンバ法
トルエン	0.080mg/m ³ ・h 以下	
総揮発性有機化合物	4mg/m ³ ・h 以下	

(出所) 安全・品質表示基準（家具）、国家技術標準院告示第 2010-234 号(2010 年 6 月 23 日)

²⁹ 韓農農村経済研究院(2010)。林産物非関税交渉及び輸出拡大の基礎資料の構築

安全・品質表示対象の工業製品の製造業者・輸入業者は、当該工業製品に表示規程による安全・品質表示をしなければならず、違反時は過料または罰金に処する³⁰。

7-3. 韓国の住宅建設に関する法令および規制

7-3-1. 住宅建築関連法令

法制処によれば、「建築法」は「国土の計画および利用に関する法律」とともに、住宅を建築できる立地の選定に当たって基本となる法律である。「建築法」では、用途別の建築物の種類を一戸建て住宅など28の用途に分類し、「国土の計画および利用に関する法律」による用途地域³¹と用途地区³²で、どのように建築を規制するかについて規定している。

「国土の計画および利用に関する法律」は、住宅が建てられる土地の利用規制に関する事項を定めた法律である。この法は、開発行為の許可と、国土を用途地域・用途地区と用途区域³³に分けて、住宅建築の制限に関して規定している。

「開発制限区域の指定および管理に関する特別措置法」は、「国土の計画および利用に関する法律」第38条による開発制限区域の指定と、開発制限区域内における行為制限に関する事項を定めた法律である。この法は開発制限区域を効率的に管理することにより、都市の無秩序な拡散を防止し、都市周辺の自然環境を保全し、都市住民の健全な生活環境を確保するため、開発制

³⁰ ①安全・品質表示をしていない安全・品質表示対象の工業製品は販売してはならず、違反時、過料500万ウォン以下に処する(「品質経営および工業製品の安全管理法」第22条第2項、第41条第2項)。②安全・品質表示対象の工業製品に虚偽に安全・品質表示をした場合、1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する(「品質経営および工業製品の安全管理法」第39条)。③販売業者が任意で安全・品質表示を削除した場合、1年以下の懲役または1千万ウォン以下の罰金に処する(「品質経営および工業製品の安全管理法」第39条)。

³¹ 土地の利用や建築物の用途、建ぺい率(「建築法」第55条の建ぺい率をいう)、容積率(「建築法」第56条の容積率をいう)。高さなどを制限することで、土地を経済的・効率的に利用し、公共福利の増進を図るため、お互いに重複しないように、都市・郡の管理計画で決定する地域を意味する。

³² 土地の利用や建築物の用途・建ぺい率・容積率・高さなどに対する用途地域の制限を強化、緩和して適用することにより、用途地域の機能を増進させ、美観・景観・安全などを図るため、都市・郡の管理計画で決定する地域を意味する。

³³ 土地の利用や建築物の用途・建ぺい率・容積率・高さなどに対する用途地域及び用途地区の制限を強化・緩和し、別に定めることにより市街地の無秩序な拡散防止、計画的かつ段階的な土地利用の推進、土地利用の総合的な調整・管理などのため、都市・郡の管理計画で決定する地域を意味する。

限区域での建築制限に関する事項を規定している。

「測量・水路調査および地籍に関する法律」は、測量・水路調査の基準および手順と、地籍公簿³⁴の作成および管理などに関する事項を規定している。「測量・水路調査および地籍に関する法律」において、住宅を建築できる代表的な土地の地目が「埜地」である。

「宅地開発促進法」は、都市地域の住宅難を早急に解消するため、住宅建設に必要な宅地の取得・開発・供給・管理などに関して、特例を規定している。「宅地開発促進法」においては、「国土の計画および利用に関する法律」による都市地域と、その周辺地域の中、「宅地開発促進法」第3条による宅地開発地区を指定し、当該地区での建築制限に関する事項を規定している。

その他「水道法」、「軍事基地および軍事施設保護法」、「野生生物保護および管理に関する法律」、「海洋生態系の保全および管理に関する法律」、「独島(竹島)など島しょ地域の生態系保全に関する特別法」、「湿地保全法」、「自然公園法」、「自然環境保全法」、「災害リスク改善事業および移住対策に関する特別法」、「貯水池・ダム安全管理および災害予防に関する法律」、「企業都市開発特別法」、「港湾法」、「下水道法」においては、当該法律が指定した地域に対する建築制限を規定している。

7-3-2. 住宅構造および材料関連法令、規制

法制処によれば、一定の用途および規模の住宅については、住宅の安全、衛生および防火などのために、防火区画の設置、居間の採光のための窓などの設置、隔ての壁や仕切り壁の設置、建築物の耐火構造、大規模建築物の防火壁や防火地区の建築物など一定の制限がある。

「建築法」第11条第1項による建築物を新築・改築する場合、建築物の設計者は、構造基準等によって、その構造の安全を確認しなければならない。

³⁴ 土地台帳、林野台帳、公有地連名簿、敷地権登録簿、地籍図、林野図及び境界点座標登録簿など、地籍測量などを通じて調査した土地の表示と、当該土地の所有者等を記録した台帳および図面（情報処理システムを通じて記録・保存されたものを含む。）を意味する。

<「建築法」第11条第1項による建築物>

- ① 階数が3階以上の建築物
- ② 延べ面積が1,000㎡以上の建築物。但し、標準設計図書によって建築する建築物は除く。
- ③ 高さが13m以上の建築物
- ④ 軒の高さが9m以上の建築物
- ⑤ 柱と柱の間の距離(柱の中心線の間の距離をいい、柱がない場合には、耐力壁と耐力壁の中心線の間の距離を意味する)が10m以上の建築物
- ⑥ 「建築物の構造基準等に関する規則」の別表10による地震区域Ⅰの地域に建築する建築物として、「建築物の構造基準等に関する規則」の別表11による重要度「特」または、重要度「1」に該当する建築物

※上記の各号の建築物の中、地震に対する安全が確認された建築物で、使用承認書を受けてから5年が過ぎた建築物を一部改築する場合には、「建築法施行令」第32条第1項にもかかわらず、地震に対する安全の確認を省略することができる。

「建築法」第41条によれば、建築物の敷地内にはその建築物の外側に通じる主な出口と、地上に通じる避難階段および特別避難階段から道路または、公地（公園、広場やその他これと似たものとして避難および消火のために、当該敷地の出入りに支障がないことを意味する。）に通じる通路を、一戸建て住宅の場合、有効幅0.9m以上に設置しなければならない。

「建築法」第49条第2項および「建築法施行令」第46条において、主要構造部が耐火構造または、不燃性材料でできている建築物で、延べ面積が1,000㎡を超えるものは、「建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則」第14条で定める基準に従って、耐火構造でできているフロア・壁および「建築法施行令」第64条による甲種防火扉（国土交通部長官が定める基準に適合した自動防火シャッターを含む。）で区画しなければならないが、一戸建て住宅については、前述の規定を適用しない、またはその使用に支障がない範囲で緩和して適用することができる。

「建築法」第50条第1項および「建築法施行令」第56条第1項に該当する建築物の主要構造部は、耐火構造にしなければならない。

<「建築法」第50条第1項および「建築法施行令」第56条第1項に該当する建築物>

- ① 建築物の2階が一戸建て住宅の中、多衆住宅および多家族住宅の用途で使われる建築物で、その用途に使う床面積の合計が400㎡以上の建築物
- ② 3階以上の建築物および地下階のある建築物。但し、一户建て住宅（多衆住宅および多家族住宅は除外）用途で使われる建築物は除く。

※延べ面積が50㎡以下の1階建て付属建築物で、外壁や軒下面を防火構造にしたものは、その限りではない。

「建築法」第50条第2項および「建築法施行令」第57条第1項によれば、延べ面積1,000㎡以上の建築物は、防火壁で区画しなければならないが、それぞれ区画された床面積の合計は、1,000㎡未満でなければならない。但し、主要構造部が耐火構造か不燃性材料の建築物と、一户建て住宅（多衆住宅および多家族住宅は除く）の用途で使われる建築物の場合はその限りではない。

<防火壁要求構造「建築法」第50条第2項、「建築法施行令」第57条第2項
および建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則」第21条第1項>

- ① 耐火構造として単独で立つことができる構造であること
- ② 防火壁の両端と上端が建築物の外壁面および屋根面から0.5m以上飛び出るようにすること
- ③ 防火壁に設置する出入り口の幅および高さは、それぞれ2.5m以下とし、当該出入り口には「建築法施行令」第26条による甲種防火扉を設置すること

「建築法」第50条第2項、「建築法施行令」第57条第3項および「建築物の避難・防火構造などの基準に関する規則」第22条第1項によれば、延べ面積1,000㎡以上の木造建築物の構造は、その外壁や軒下の燃焼するおそれがある部分を防火構造としても、その屋根は不燃性材料にしなければならない。「燃焼するおそれがある部分」とは、隣接敷地境界線・道路中心線または、同一の敷地内にある2棟以上の建築物（延べ床面積の合計が500㎡以下の建築物は、これを一つの建築物とみなす）相互の外壁間の中心線から、1階においては3m以内、2階以上においては5m以内の距離にある建築物の各部分をいう。但し、公園・広場・河川の公地や水面または、耐火構造の壁やその他これと類似したものに接する部分を除く。

7-4. 韓国の住宅取得の手順

7-4-1. 住宅関連概念

「民法」上の不動産とは、土地とその定着物をいう。そして、定着物とは、土地に付着して、その付着されたまま継続的に使用される物をいう。不動産は、土地と土地定着物に分けられ、土地定着物には、建物、登記した立木³⁵、明認方法³⁶を備えた樹木の集団、明認方法を備えた未分離果実、農作物などがある。

土地とは、一定範囲の地面または地表、正当な利益がある範囲内でのその空中・地下を含むものをいう。そして、「建築法」上の建物（建築物）とは、土地に定着する工作物の中、屋根と柱または壁があるものと、これに付いている施設物を意味する。

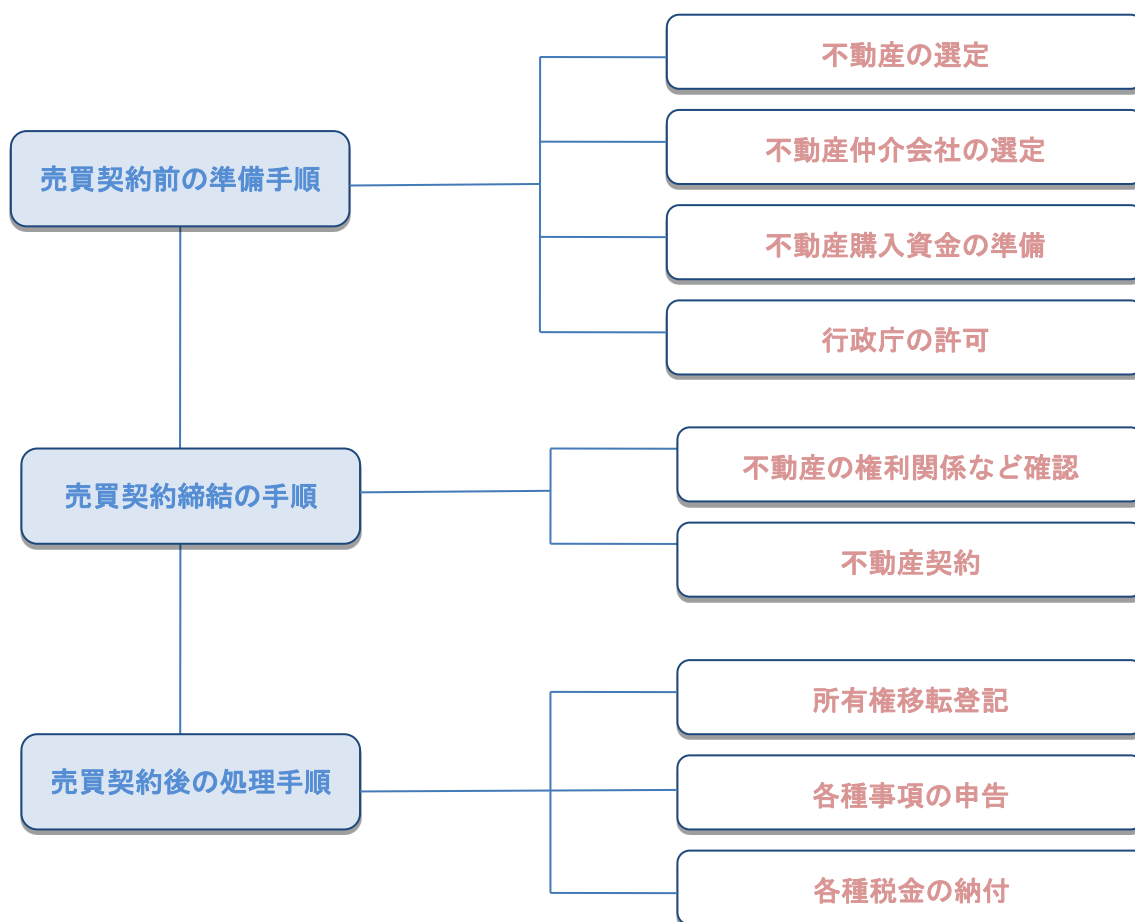
7-4-2. 不動産売買契約

「民法」上、不動産売買契約とは、売り主が財産権を相手に移転することを約定して、買い主がその代金を支払うことを約定する契約を意味する。契約の当事者間に、特別な約定や慣習がなければ、売り主は買い主に対して売買の目的になった不動産を移転しなければならず、これと同時に、買い主は売り主に、その代金を支払わなければならない。

³⁵ 国家法令情報センター。普通、土に根をおろしている樹木の集団を意味する立木は、法で「土地に付着された樹木の集団で、所有者が所有権保存登記をしたもの」と定義されている（「立木に関する法律」第2条）。立木は登記することにより、土地とは別個の不動産として、取引の対象になる。登記されていない間は、土地の一部として土地の処分に従う。しかし、慣習上の明認方法をとると、土地とは別個の独立した取引の対象にすることができる。

³⁶ 国家法令情報センター。地上物を土地から分離しないまま、土地の所有権とは別にそのものを独立した形で取引するのに利用する公示方法であり、第三者が地上物の所有権が誰にあるのかを明確に分かるようにする方法を総称するものである。例えば、すぐに伐採する目的で買い取った木の皮をむいて、墨やペンキで所有者名を書いたり、未分離果実の場合には、縄を巻いて札を立て、未分離果実を買い取ったことを公示することと同じく、法定の形式によらず慣習に従って木や果実などに対する権利を公示することである。明認方法は、登記のように複雑な権利関係を公示するほどの高い手段ではないので、抵当権と同じ担保物権の公示方法としては利用しないことが原則であり、この方法で物件を認めることは、所有権に限る。目的物に担保物権を設定する必要があるときには、売渡担保や譲渡担保の方法に従う。

図8 不動産の売買手順



(出所) 法制処、「分かりやすい生活法令」参照

7-4-3. 住宅取引および利用に関する規制

法制処によれば、住宅指定地域規制とは、住宅の投機的需要を抑制し、住宅市場の安定を図るため、住宅に対する投機が横行、または横行する恐れがあると判断される地域を、指定地域とし、その地域で行われる住宅取引については届出をすることを意味する。

指定地域とは、国土交通部長官が全国の不動産価格の動向および当該地域の特性などを勘案し、当該地域の不動産価格の上昇が続く可能性があるか、他の地域に拡散する恐れがあると判断し、指定要請（関係中央行政機関の長が国土交通部長官を經由して要請する場合を含む。）をする場合に、企画財政部長官が不動産価格安定審議委員会の審議を経て、指定する地域をいう。

<住宅指定地域(投機地域)に指定される地域(「所得税法」第104条の2第1項および「所得税法施行令」第168条の3第1項第1号、第3号、第4号)>

- ① 指定する日が属する月の直前月の住宅売買価格の上昇率が、全国消費者物価上昇率の30%より高い地域の中、直前月から遡って2ヵ月間の月平均の住宅売買価格上昇率が、全国の住宅売買価格上昇率の30%より高い地域
- ② 直前月の住宅売買価格の上昇率が、全国の消費者物価上昇率の30%より高い地域の中、直前月から遡って1年間の年平均の住宅売買価格上昇率が、直前月から遡って3年間の年平均の全国の住宅売買価格上昇率より高い地域
- ③ 開発事業（開発負担金を賦課しない開発事業を含む）および住宅再建築事業が進行中の地域（中央行政機関の長または地方自治団体の長がその開発事業などを発表した場合を含む）で、直前月の住宅売買価格の上昇率が、全国の消費者物価の上昇率の30%より高い地域
- ④ 開発事業などが進行中の地域で、直前月の住宅売買価格の上昇率が、全国の住宅売買価格上昇率の30%より高い地域
- ⑤ 宅地開発地区、行政中心複合都市建設事業の予定地域・周辺地域、またはその他大規模な開発事業の推進が予定される地域の中、直前月の住宅売買価格の上昇率が、全国の消費者物価上昇率より高い地域

「住宅法」上、投機過熱地区とは、該当地域の住宅価格の上昇率が物価上昇率より著しく高い地域であり、その地域の請約競争率・住宅価格・住宅普及率および住宅供給計画等と地域の住宅市場の条件などを考慮した時、住宅に対する投機が横行、または横行する恐れがある地域の中、国土交通部長官または、市・道知事が住宅価格の安定のために必要であると認める場合、住宅政策審議委員会（市・道知事の場合には、市・道住宅政策審議委員会をいう）の審議を経て、指定する地域を意味する。

（参考）請約：口座を開き、一定期間預金をするとアパートの分譲権が入手できる。

<投機過熱地区に指定できる地域（「住宅法」第41条第1項、第2項
および「住宅法の施行規則」第19条の3）>

- ① 住宅供給があった直前の2ヵ月間、当該地域で供給される住宅の請約競争率が、5対1を超過、または国民住宅規模以下の住宅の請約競争率が、10対1を超過した地域
- ② 住宅の分譲計画が先月より30パーセント以上減少し、住宅供給が萎縮する恐れがある地域
- ③ 住宅建設事業計画の承認や建築許可実績が昨年より急激に減少し、住宅供給が萎縮する恐れがある地域
- ④ 新都市開発や住宅の転売行為の横行などで、投機および住居不安の懸念がある地域のうち、市・道別の住宅普及率が全国平均以下の地域
- ⑤ 新都市開発や住宅の転売行為の横行などで、投機および住居不安の懸念がある地域のうち、市・道別の自家住宅の割合が全国平均以下の地域
- ⑥ 新都市開発や住宅の転売行為の横行などで、投機および住居不安の恐れがある地域のうち、当該地域の住宅供給物量が、入居者貯蓄加入者のうち、住宅請約の第1順位者に比べて著しく少ない地域

住宅取引届出地域とは、住宅に対する投機が横行、または横行する恐れがあると判断される地域で、住宅政策審議委員会の審議を経て、国土交通部長官が指定する地域を意味する。

<住宅取引届出地域に指定される地域（「住宅法」第80条の2第1項の本文
および「住宅法施行令」第107条の2第1項）>

- ① 指定する日が属する月の直前月の「建築法施行令」の別表1第2号(あ)のアパート売買価格の上昇率が1.5%以上の地域
- ② 直前月から遡って3ヵ月間のアパート売買価格の上昇率が3%以上の地域
- ③ 直前月から遡って1年間のアパート売買価格の上昇率が、全国のアパート売買価格の上昇率の2倍以上の地域

- ④ 直前月から遡って3ヵ月間の月平均アパート取引量の増加率が20%以上の地域
- ⑤ 管轄市長・郡守または区長が、住宅に対する投機が横行する恐れがあると判断して、指定を要請する地域

不動産を取引した場合、譲渡所得税、総合不動産税、取得税、登録税などの税金を納付しなければならないが、「所得税法」上、譲渡所得税とは、資産に対する登記または登録に関係なく売り渡し、交換、法人に対する現物出資などによって、その資産が有償で事実上移転される場合に課される税金をいう。「総合不動産税法」上、総合不動産税とは課税基準日現在、全国の住宅および土地を類型別に区分して、人別に合算した結果、この公示価格の合計額が課税基準金額を超過する場合、その超過分について課税される税金を意味する。

そして、「地方税法」上、取得税とは不動産の売買、交換、相続、贈与、寄付、法人に対する現物出資、建築、改修、公有水面の埋め立て・干拓による土地の造成などその他これと類似した取得で、原始取得、承継取得または、有償・無償のすべての取得について賦課される税金をいう。登録税とは、財産権とその他の権利の設定・変更または消滅に関する事項を公簿に登記・登録する場合に賦課される税金を意味する。

(参考) 原始取得：既存の権利とは関係なく、新しく取得すること。

承継取得：他人から物を買ったり、子が親の財産を相続するなど、他人あるいは親などが既に所有していた権利に基づいて伝来的に権利を取得する場合。

7-5. 韓国の住宅購入に関連する支援制度

7-5-1. 住宅購入の関連用語および実態

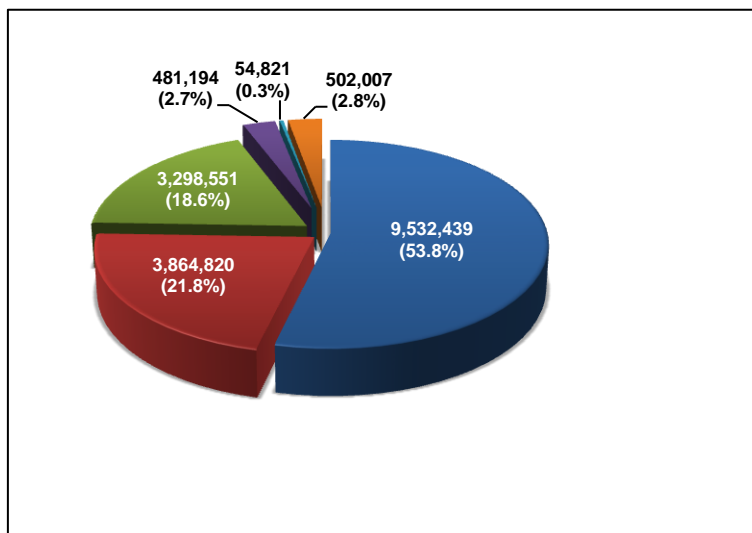
住宅占有の形態としては、大きく分けて自家所有住宅、チョンセ（伝賃）、サグルセ（朔月賃）で区分することができる。国税庁によると、自家所有住宅³⁷は、自分の名義で所有する住

³⁷ 不動産研究社、『不動産用語辞典』。所有者は登記することで住宅所有権が生じる。人は自己所有の住宅を持つ満足を得るために、長い間我慢して努力する。このようにして住宅を所有することは、経済的な能力を意味することでもあり、隣人や家主の干渉なしに自由に生きることができるということを意味する。自己所有の住宅を管理するには、一戸建て住宅の場合は、自分が直接管理するのが普通であるが、共同住宅は専用部分のみ可能で、共用部分は入居者代表会議や委託管理業者が引き受けて管理する。住宅は所有形態によって、自家所有住宅と賃貸住宅に分けられる。

宅をいう。チョンセ（伝賃）とは、一定金額を支払って、他の人の不動産を一定期間借りて使うことをいう。主に都市での慣習として行われてきた不動産の賃貸借の一類型である。チョンセ（伝賃）は債権関係であるため、不動産が第三者に譲渡されると、チョンセ（伝賃）で不動産を借用した者は、自分の権利を新しい所有者に対して主張することができない。サグルセ（朔月賃）は、借家を得る時に、賃借期間中の借賃のすべてを前払いした金額をいう。普通、数ヵ月分ずつまとまった金額を前払いで払うことで、毎月の支払いをしないですむ方式であり、収入が低く不安定な人が利用する方式である。

国土交通部によると、2012年の住居実態調査の結果、住宅占有形態を見ると、自家住宅が約53.8%(9,532,439人)と最も高い割合を占め、チョンセ（伝賃）、ウォルセ（補償金のある月払い）の順に、高い割合を占めた。

図9 住宅の占有形態



（出所） 国土交通部(2012)、2012年度住居実態調査

<チョンセ（伝賃）制度>

外国の立法例では見られない韓国で固有に発達した慣習上の不動産、特に建物の賃借形態である。8・15光復(日本の終戦)前までは、ソウル一帯で利用されるだけであったが、現在では全国的に利用されている。チョンセ（伝賃）の法律的性質に関しては、特殊な賃貸借または、賃貸借と利子のある金銭消費貸借が結合した混合契約とみる。チョンセ（伝賃）が一般の賃貸借と異なる点は、目的不動産の使用代価の支払方法にある。チョンセ（伝賃）においては、チョンセ金として対象建物の時価の6～7割に達する金額が賃貸人に交付され、チョンセ（伝賃）関係が終了する際に、賃借人はそのチョンセ金の返還を受ける。このチョンセ金の利子は借賃と相計される。したがって、チョンセ賃貸人とチョンセ賃借人は、チョンセ（伝賃）により目的不動産を担保化する結果になる。すなわち、目的不動産の所有者は、チョンセ金の返還債務者として、目的不動産について質権を設定することと同様になり、伝賃権者は、チョンセ金の返還債権者として、目的不動産について質権を設定してもらうのと同じ機能が現れるのである。ところで、担保制度が担保権としての役割をまともに果たすためには、物権の性質を持たなければならないが、従来の慣習上発達したチョンセ（伝賃）は、物権の性質を持っていなかった。そこで、チョンセ金の返還を確保するために、別途に抵当権を設定する方法が取られたり、保証などによる人的担保が提供されたりした。このように、チョンセ（伝賃）は、他人の不動産を使用する関係であると同時に、担保関係として不動産金融の手段として利用されたりもした。このような慣習上の債権的伝賃制度を、用益権の強化という要請に応じて、物権の一種として成文化したのが、民法に規定された伝賃権である。しかし、実際は物権的伝賃権よりは、債権的伝賃が圧倒的に多い。物権的伝賃権については、民法が詳細な規定を設けているが、債権的伝賃について民法に何の規定も設けられていないのは、立法の不備である。債権的伝賃は民法の賃貸借の規定により規律されるしかなく、経済的弱者の保護という側面では大きな欠陥を露呈した。その結果、経済的弱者の保護のための特別な社会政策的立法として「住宅賃貸借保護法」が制定・施行されており、「商街賃貸借保護法」の制定が推進されている。

(出所) 斗山百科

国土交通部によると、今後2年以内に引越し予定の世帯の場合、自家保有者469,608人のうち、87.3%（409,898人）が引越し後の希望する住居形態として自家を選択した（2012年）。チョンセ（伝賃）居住者、保証金のある月払い居住者、保証金のない月払い居住者、サグルセ（朔月賃）居住者、無償居住者は、それぞれ約40.5%、19.3%、27.0%、2.3%、36.0%の割合で引越し後の希望住居形態として自家を選択した。

そして、自家保有者のうち、11.2%(52,675人)が引越し後の希望として、チョンセ（伝賃）を

選択し、チョンセ（伝賃）居住者、保証金のある月払い居住者、保証金のない月払い居住者、サグルセ（朔月賃）居住者、無償居住者は、それぞれ約55.2%、42.3%、23.7%、52.9%、23.7%の割合で引越し後の希望占有形態としてチョンセ（伝賃）を選択した。

表49 今後2年以内に引越しをする世帯の場合、希望する住宅占有形態

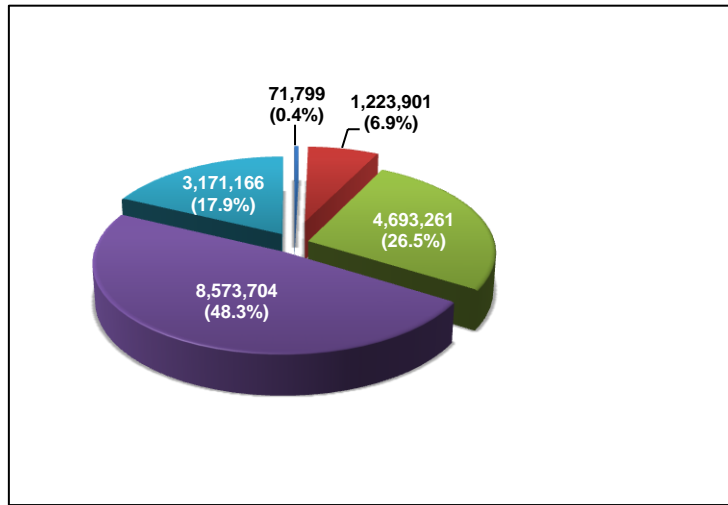
（単位：人）

区分	計	引越し希望占有形態						
		自家	チョンセ	保証金のある月払い	保証金のない月払い	サグルセ	無償居住	無回答
全国	2,123,698	938,239	840,034	232,326	56,567	3,111	42,658	10,762
自家	469,608	409,898	52,675	3,342	923	-	1,615	1,155
チョンセ	913,260	369,646	503,868	25,657	2,656	-	11,159	275
保証金のある月払い	560,310	108,110	237,178	186,784	7,576	470	10,859	9,333
保証金のない月払い	115,045	31,026	27,310	11,016	42,892	424	2,376	-
サグルセ	11,881	272	6,280	2,509	1,380	1,440	-	-
無償居住	53,594	19,288	12,723	3,017	1,140	777	16,649	-

（出所） 国土交通部、2012年度住居実態調査

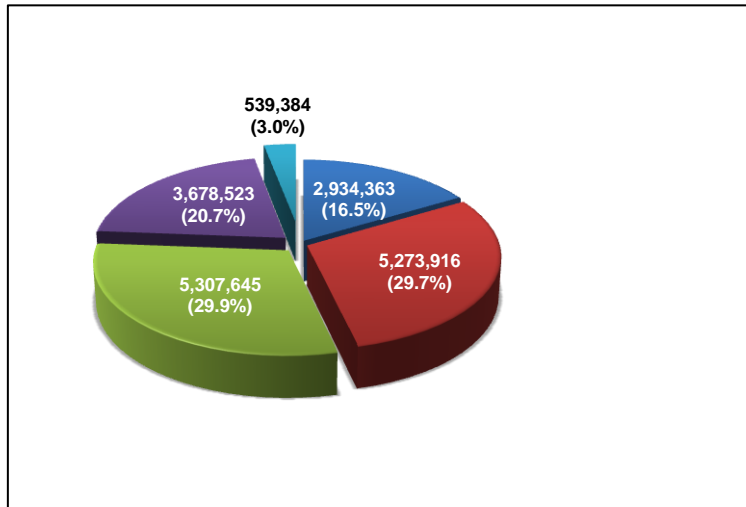
小型住宅建設の拡大に関して、さらに多くの小型住宅が必要だという意見を出した人が48.3%で、最も高い割合を占めた。そして、さらに多くの公共賃貸住宅の供給は必要かとの質問に「どちらともいえない」と答えた人が29.9%で、最も高い割合を占めた。

図 10 小型住宅の建設拡大に関する意見（さらに多くの小型住宅が必要か）



（出所） 国土交通部(2012)、2012年度住居実態調査

図11 公共賃貸住宅の建設拡大に関する意見(さらに多くの公共賃貸住宅が必要か)



（出所） 国土交通部(2012)、2012年度住居実態調査

7-5-2. 住宅購入の支援制度

韓国住宅金融公社と国土交通部によると、韓国内の住宅購入関連の支援制度には、ボグムザリ・ローン、住宅信用保証、生涯初の住宅購入資金、収益共有型モーゲージ、損益共有型モーゲージ、住居安定住宅購入資金、労働者/庶民住宅伝賃資金、労働者/庶民住宅購入資金などがある。この中で代表的なボグムザリ・ローンは、韓国住宅金融公社が10～30年間、融資の元利金を分割して返すように設計した先進国型の長期住宅担保ローンである。そして、住宅信用保証は、住宅需要者（個人）および住宅事業者が、銀行から住宅関連融資を受けようとする際、担保能力の不足により融資が困難な場合は、個人または企業の信用度を審査した後、信用保証書を提供してローンが受けられるようにする制度である。

表50 ボグムザリ・ローン（基本型）

区分	詳細内容
申請対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資申請日現在、満19歳以上の者 ・ 住宅を持たない者または住宅取得が30年以内の1住宅者（代替取得のための一時的2住宅許可） ・ 取得後30年以内に、受けた融資を償還しようとする1住宅者
融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資実行日から満期まで固定金利を適用 ・ 価格によって付加金利を適用（6億ウォン超過住宅0.1%） ・ 環境にやさしい住宅の場合、付加金利を免除
融資限度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅担保価値の最大70%まで ・ 最低百万ウォン～最高5億ウォンまで
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公簿上（不動産登記簿謄本）住宅で9億ウォン超過の高価住宅は除外される。
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年、15年、20年、30年
償還方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の元利金の均等分割償還、逡減式（元金均等）分割償還、逡増式分割償還（u-ボグムザリ・ローンのみ可能） ・ 据置期間（利子だけ納付する期間）は、最大2年設定可能 ・ 早期（中途）償還手数料は、最大3年、最大料率1.5%、残余日数によって、スライディング方式（早期償還手数料が日付によって減少する方式、日割計算、n/365）

（出所） 韓国住宅金融公社ホームページ参照

表51 生涯初の住宅購入資金

区分	詳細内容
申請対象	生涯で初めて融資対象住宅を購入する、夫婦総所得が7千万ウォン以下の者で、融資の申請日現在、満19歳以上の世帯主（単独世帯主を含むが、満30歳未満の単独世帯主を除く）または世帯主と認められる者で、世帯主を含む世帯員全員が住宅を持たない者
融資金利	基本金利（国民住宅基金の運用計画によって変動）
融資限度	最高2億ウォン以内
対象住宅	住居面積が85㎡以下の住宅で、銀行で評価した住宅価格が6億ウォン以下の住宅が該当する。但し、首都圏を除いた都市地域ではない邑（ウフ）または面（ミョン）の地域は、100㎡以下の住宅である。
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年〔非据置または1年据置〕 元利金（元金）の均等分割償還 ・ 15年〔1年または3年据置〕 元利金（元金）の均等分割償還 ・ 20年〔1年または3年据置〕 元利金（元金）の均等分割償還 ・ 30年〔5年据置〕 元利金（元金）の均等分割償還 <p>*但し、融資の申請日現在、満45歳以下の場合、融資の期間は30年が可能である。</p>

（出所） 国土交通部住宅基金ポータルサイト参照

表52 収益共有型モーゲージ

区分	詳細内容
申請対象	生涯で初めて（配偶者及び世帯員含む）住宅を購入しようとする者として、次の要件をすべて満たしている場合 ① 世帯員がいる満19歳以上の世帯主（満30歳以上の単独世帯主も可能）及び世帯主と認められる者で、世帯主を含む世帯員全員が住宅を持たない者 ② 夫婦合算の年間総所得（ボーナスや手当てを含む）が最近年度または、最近1年間で7千万ウォン以下の者
融資金利	年 1.5%（固定金利）

融資限度	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅価格（韓国鑑定院の調査価格）の最大70%（一戸当たり2億ウォン以内、有効担保価額の範囲内） ・購入者（夫婦合算）の年間所得の4.5倍以内（無所得者及び1,800万ウォン以下の所得者は8千万ウォン限度）
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・住居専用面積85㎡以下のアパート（保存登記後、売買で取得するアパート）で、住宅価格6億ウォン以下の従来住宅または竣工後の新規未分譲のアパート *首都圏（ソウル、京畿、仁川）及び地方5大広域市（釜山、大邱、光州、大田、蔚山）に限定、所有権移転登記の受付日以前に申請
融資期間	20年、元利金均等分割償還（1年または3年据置）

（出所） 国土交通部住宅基金ポータルサイト参照

表53 損益共有型モーゲージ

区分	詳細内容
申請対象	<p>生涯で初めて（配偶者及び世帯員含む）住宅を購入しようとする者で、次の要件をすべて満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申請日現在、世帯員がいる満19歳以上の世帯主（満30歳以上の単独世帯主も可能）及び世帯主と認められる者で、世帯主を含む世帯員全員が住宅を持たない者 ② 夫婦合算の年間総所得（ボーナスや手当を含む）が最近年度または、最近1年間で7千万ウォン以下
融資金利	最初5年間年1%、以後年2%（固定金利）
融資限度	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅価格（韓国鑑定院の調査価格）の最大40%（一戸当たり2億ウォン以内、有効担保価額の範囲内） ・金融機関のモーゲージ含むLTV70%以内（年間所得の4.5倍以内、無所得者及び1,800万ウォン以下の所得者は8千万ウォン限度）
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・住居の専用面積85㎡以下のアパート（保存登記後、売買で取得するアパート）で、住宅価格6億ウォン以下の従来住宅または竣工後の新規未分譲アパート *首都圏（ソウル、京畿、仁川）及び地方5大広域市（釜山、大邱、光州、大田、蔚山）に限定、所有権移転登記の受付日以前に申請
融資期間	20年満期一時償還

（出所） 国土交通部住宅基金ポータルサイト参照

表54 住居安定住宅購入資金

区分	詳細内容
申請対象	住宅売買契約を締結し、次の要件をすべて満たしている場合 ① 世帯員がいる満19歳以上の世帯主（満30歳以上の単独世帯主も可能） ② 世帯主および世代員全員が6ヵ月以上、住宅を持たない者 ③ 夫婦合算総所得（ボーナスや手当てを含む）が6千万ウォン以下の者
融資金利	・年3.5%（国民住宅基金の運用計画によって変動する可能性がある） ・多子女世帯0.5%、多文化、障害者世帯は0.2%の金利優遇可能（重複適用不可） ・融資期間が30年の場合には、0.2%金利加算
融資限度	最高2億ウォン以内
対象住宅	・住居面積が85㎡以下の住宅で、銀行が評価した住宅価格が6億ウォン以下の住宅（但し、首都圏を除いた都市地域ではない邑または面の地域、100㎡以下、所有権移転登記の受付日から3ヵ月以内） ・住宅価格×70%≤住宅担保融資→住宅価格:不動産実取引価届出制による届出価格 ・賃借買い入れ住宅→1年以上居住した住宅を購入する場合（住民登録の転入日基準）
融資期間	・20年[1年または3年据置] 元利金（元金）の均等分割償還 ・30年[5年据置] 元利金（元金）の均等分割償還 *但し、融資の申請日現在、満45歳以下の場合、融資の期間は30年可能

（出所） 国土交通部住宅基金ポータルサイト参照

表55 労働者/庶民住宅伝賃資金

区分	詳細内容
申請対象	<p>融資の申請日現在、世帯主として融資対象住宅を賃借するため、住宅賃貸借契約を締結して、賃借保証金の5%以上を支払った労働者や庶民で、次の各号の要件をすべて備えた者</p> <p>① 満19歳以上の世帯主（満30歳未満の単独世帯主を除く）または世帯主として認められる者</p> <p>② 世帯主で、世帯主を含む世帯員全員が住宅を持たない者</p> <p>③ 最近年度または最近1年間の夫婦合算総所得が5千万ウォン以下の者（但し、新婚世帯の場合、5,500万ウォン以下、革新都市に移転する公共機関従事者は、6千万ウォン以下の者）</p>
融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・年3.3%（国民住宅基金の運用計画によって変動することがある） ・高齢者世帯、老人扶養世帯、多文化家族、障害者世帯は0.2%、多子女世帯0.5%の金利優遇可能（重複適用不可） ・信用融資（賃借保証金の返還確約書）は、1%の金利加算
融資限度	<ul style="list-style-type: none"> ・賃借保証金の70%以内で最高8千万ウォン以内/首都圏（ソウル、京畿、仁川）の場合、1億ウォン。 ・満19歳未満の子どもが3人以上の家庭の場合は、最高1億以内/首都圏1億2千万ウォン以内。 ・契約更新による増額、追加融資時には、増額される金額の全額を支援できるが、既存の融資金を含めて、上記1項の限度を超えることは出来ない。 ・融資限度は申請人の所得、負債、信用度などによって変わることがある。
対象住宅	<p>賃借の専用面積85㎡（首都圏を除いた都市地域ではない邑または面の地域は100㎡）以下の住宅（住居用オフィステルは85㎡以下を含む）</p>
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2年一時償還（3回延長して最長8年可能） <p>*期限延長のたびに最初の融資金の10%以上償還、又は償還不可時、年0.1%の金利加算</p>

（出所） 国土交通部住宅基金ポータルサイト参照

表56 労働者/庶民住宅購入資金

区分	詳細内容
申請対象	夫婦合算の総所得が6千万ウォン以下の労働者や庶民で、満19歳以上の世帯主（単独世帯主を含むが、満30歳未満の単独世帯主を除く）または、世帯主と認められる者で、世帯主を含む世帯員全員が6ヵ月以上、住宅を持たない者
融資金利	<ul style="list-style-type: none"> ・基本金利（国民住宅基金の運用計画によって変動することがある。） ・多子女世帯0.5%、多文化、障害者世帯は0.2%の金利優遇可能（重複適用不可） ・従来、融資を受けた者は、3.5%（20年、3.6%（30年）を適用
融資限度	<ul style="list-style-type: none"> ・最高2億ウォン以内
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・住居面積が85㎡以下の住宅で、銀行が評価した住宅価格が6億ウォン以下の住宅 <p>*但し、首都圏を除いた都市地域ではない邑または面の地域の100㎡以下</p>
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・10年〔非据置または1年据置〕元利金（元金）の均等分割償還 ・15年〔1年または3年据置〕元利金（元金）の均等分割償還 ・20年〔1年または3年据置〕元利金（元金）の均等分割償還 ・30年〔5年据置〕元利金（元金）の均等分割償還 <p>*但し、融資の申請日現在、満45歳以下の場合、融資期間は30年可能</p>

（出所） 国土交通部住宅基金ポータルサイト参照

8. 結論

韓国は木材需要の80%以上を輸入に依存しているため、海外での山林開発および長期的な導入策の検討など、原料を安定して調達することが大変重要である。また韓国では、木材需要の大部分が住宅建設用の基礎資材と家具製造用であることから不動産政策に伴う建設景気に敏感で、季節的には夏（梅雨）期と冬（厳寒）期に需要が低迷し、春・秋に需要が拡大する。また、海外の山林保有国と比べて原価競争力が低く生産量の大部分を韓国の国内市場で販売している内需依存型の産業である。

韓国の製材品市場については、原材料価格の上昇に伴う採算性の悪化により、中小規模の木材企業の破たんが頻発した結果、大企業中心の寡占市場が形成されている。加工木材については、国内の合板市場がイゴン産業(株)、ソンチャン産業(株)、ソンチャン企業(株)などによる寡占体制になっているにもかかわらず輸入製品の割合が高いため完全競争市場の形態を示しており、中密度繊維板(MDF: Medium Density Fiberboard)市場については、トンファ企業(株)、(株)ユニード、ソンチャン企業(株)、(株)ハンソルホームデコなどのメーカーが参入しており、2012年現在で輸入製品に対する国内メーカーの市場占有率は93%に達している。パーティクルボード(PB: Particle Board)市場については、トンファ企業(株)、ソンチャンボード(株)、テソン木材工業(株)などが競合している。PBの場合、2009年4月にタイおよびマレーシア産のPBに課せられた7.67%のダンピング防止関税が2012年4月付で終了したことにより低価格な輸入品の量が増加し、国内の業界は市場浸食を懸念している。こうした状況下において韓国は2012年5月、「木材の継続可能な利用に関する法令」を制定し韓国国内の木材産業の安定的な振興を図っている。

韓国の木材業界関係者にインタビューしたところ、現在、国内市場は日本産木材に対して概して懐疑的な反応を見せている。まず最も指摘されたのは価格競争力による日本産木材に対する需要が十分でないこと。次に言及されるのは、交渉に際しての日本側の業界関係者の姿勢である。需要不足については、1)現在、韓国の住宅市場における健康志向(Well Being)の高まりを受けて木造住宅および資材に対する関心度が徐々に高まっており、2)住宅価格の下落およびチョンセ（伝賃）物件の不足により投資目的の住宅保有に対するインセンティブが低下する一方で、居住目的の住宅保有のニーズが高まっているため、長期的には改善されるだろうというのが共通した意見であった。しかし、日本産木材の価格競争力が高くない状況で、日本産木材の需要層の規模拡大を図るためには、日本側関係者の価格に関する最大限の努力を求める、というのが共通した指摘だった。

付録-表 1 地目別に見た土地の現況

(単位: km²)

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
工業用地	工場用地	570,858,497	523,946,098	533,799,145	570,858,497	702,665,103	719,935,580	749,282,694	781,380,277.8	813,782,024.8
住宅用地	垈地	2,030,291,461	1,953,957,690	1,991,411,137	2,030,291,461	2,659,462,699	2,705,755,824	2,743,526,675	2,784,671,338.2	2,826,572,630.8
公共用地	小計	6,735,866,719	6,473,069,474	6,634,475,033	6,735,866,719	10,995,981,667	11,155,166,033	11,188,369,576	11,499,897,523	11,664,734,522
	鉱泉地	3,695	3,557	3,571	3,695	5,029	5,218	5,223	5,247.3	5,254.3
	塩田	48,643,990	52,519,467	49,386,471	48,643,990	105,934,411	104,456,908	102,907,849	102,194,056.0	101,437,236.0
	学校用地	234,690,408	213,247,414	266,322,021	234,690,408	278,385,934	282,187,800	287,710,960	290,498,486.3	292,485,336.2
	駐車場	10,235,585	7,246,990	8,695,581	10,235,585	13,307,055	15,050,694	17,088,670	19,312,991.5	21,810,893.9
	ガソリンスタンド	11,790,054	10,359,590	10,975,532	11,790,054	14,915,520	16,347,028	17,032,943	17,529,851.1	17,937,014.8
	倉庫用地	41,065,748	31,703,408	33,593,923	41,065,748	63,802,623	70,455,343	77,597,959	84,217,839.5	89,596,983.0
	道路	1,717,852,872	1,637,143,221	1,679,184,591	1,717,852,872	2,742,873,654	2,807,476,688	2,858,235,349	2,914,754,389.0	2,976,490,175.4
	鉄道用地	98,153,682	103,868,781	98,018,442	98,153,682	122,081,443	122,532,849	123,186,223	124,714,659.4	129,614,777.6
	堤防	1,645,009,155	1,604,534,003	1,649,646,635	1,645,009,155	2,837,378,319	2,579,349,935	2,833,442,962	196,372,039.2	198,836,193.3
	河川	171,467,110	170,887,263	145,488,591	171,467,110	191,913,361	450,500,487	194,566,310	2,840,617,937.8	2,842,187,260.1
	溝渠	957,282,456	953,829,483	955,333,350	957,282,456	1,780,205,660	1,779,910,827	1,778,576,921	1,776,400,913.2	1,776,291,251.3
	溜池	671,412,188	627,884,527	659,138,398	671,412,188	1,254,946,695	1,291,306,254	1,303,099,081	1,318,066,707.0	1,327,261,955.2
	養魚場	7,588,003	6,341,303	6,819,262	7,588,003	15,296,487	16,527,797	17,453,613	18,268,133.5	18,865,326.4
水道用地	36,106,158	33,920,016	33,860,400	36,106,158	46,023,727	46,399,181	48,273,443	49,131,373.7	49,675,142.8	
公園	93,866,815	81,422,013	86,463,634	93,866,815	108,377,491	118,595,799	132,932,603	144,526,536.0	160,513,826.1	

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
体育用地	163,733,924	133,458,493	142,888,993	163,733,924	222,501,642	237,021,829	254,817,806	273,075,524.4	279,407,493.5
遊園地	18,691,187	23,247,321	17,707,415	18,691,187	23,205,989	24,294,273	25,159,070	27,048,742.5	28,152,310.6
宗教用地	28,939,948	26,690,444	27,920,610	28,939,948	41,022,653	42,854,074	44,590,862	46,219,988.0	47,723,621.6
史跡地	10,707,786	10,189,807	10,502,639	10,707,786	12,412,254	12,518,009	13,299,518	13,782,015.3	13,819,124.3
墓地	176,319,457	172,042,866	172,935,520	176,319,457	283,994,623	283,443,099	284,697,283	285,736,350.2	285,374,682.1
雑種地	592,306,498	572,529,508	579,589,453	592,306,498	837,397,097	853,931,943	876,602,777	957,423,742.4	1,007,248,663.7

(出所) KOSIS 統計資料

付録-表 2 韓国の国民経済計算の指標

(単位: 10億ウォン、%)

年度		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
GDP(市場価格)		767,113.7	826,892.7	865,240.9	908,743.8	975,013.0	1,026,451.8	1,065,036.8	1,173,274.9	1,235,160.5	1,272,459.5
農林漁業	合計	25,306.6	27,681.0	25,853.0	25,751.2	25,208.8	24,686.0	26,615.0	27,832.1	29,787.7	30,247.8
	農業	17,969.6	19,408.5	16,791.4	17,225.9	17,000.0	17,681.2	17,441.3	17,755.9	19,413.5	19,617.1
	畜産業	3,579.8	4,603.0	5,467.7	4,947.7	4,422.2	2,978.8	3,925.8	4,688.5	4,806.8	4,896.9
	林業	1,127.5	1,084.9	1,000.7	999.0	1,114.7	1,220.3	1,427.6	1,686.8	1,713.3	1,706.2
	漁業	2,195.9	2,126.1	2,096.7	2,085.2	2,140.6	2,259.4	3,279.5	3,203.2	3,345.6	3,518.8
	農林漁業サービス	433.8	458.4	496.5	493.4	531.2	546.3	540.7	497.7	508.3	508.9
鉱業		1,693.6	1,759.2	1,992.9	1,925.8	2,001.2	2,336.0	2,220.5	2,223.2	2,301.9	2,317.8
製造業	合計	175,923.5	205,825.9	213,646.2	220,940.1	238,610.9	256,209.4	266,578.2	319,275.2	348,199.4	355,835.5
	飲食品およびタバコ製造	10,574.4	11,547.2	11,251.2	11,279.6	11,762.3	12,359.6	13,070.1	13,175.7	14,198.6	15,049.9
	繊維・革製品製造	11,546.8	11,181.7	10,910.8	10,743.8	10,306.5	11,416.2	12,510.4	13,537.6	14,910.1	14,243.0
	木材・紙・印刷およびコピー	7,520.6	7,614.6	7,646.8	7,592.8	7,642.3	8,057.9	9,145.5	9,429.0	9,988.2	10,129.5
	石油・石炭・化学製品製造	28,792.3	34,438.1	36,770.4	36,515.5	39,142.5	40,402.8	41,061.3	50,019.0	56,824.0	58,705.7
	非金属鉱物製品製造	7,882.7	8,151.8	7,618.7	7,467.4	7,635.6	8,620.7	10,168.0	10,501.5	9,972.2	9,261.2
	金属製品製造	24,034.8	32,305.4	35,583.4	35,347.2	39,520.1	44,394.0	42,201.3	54,866.0	64,868.9	64,880.4
	一般機械製造	14,532.7	16,247.5	17,693.9	19,087.3	21,401.5	23,242.2	24,172.7	28,277.0	30,699.0	30,379.0
	電気・電子機器製造	41,220.0	50,743.7	50,337.2	52,866.3	54,663.4	57,358.3	60,820.8	78,332.1	77,304.4	82,650.6
	精密機器製造	2,488.6	2,935.6	3,245.2	3,510.2	3,960.0	4,011.3	3,896.9	4,647.7	5,351.0	5,530.2

年度		2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
	輸送機器製造	23,928.2	27,308.3	29,128.8	32,786.1	38,632.7	42,547.9	45,036.5	52,003.0	59,179.8	60,066.2
	家具その他製造	3,402.4	3,351.9	3,459.6	3,744.0	3,944.1	3,798.5	4,494.7	4,486.6	4,903.1	4,939.9
電気・ガス・水道事業	合計	17,656.1	17,497.3	17,611.5	18,546.9	19,155.3	12,298.6	17,258.2	21,473.6	21,571.6	23,514.8
	電力	12,658.0	12,171.1	12,355.4	12,658.3	12,835.2	8,559.9	11,708.2	12,896.7	12,731.9	15,478.1
	ガス・蒸気・温水の供給	3,002.5	3,170.4	3,025.8	3,569.5	3,900.6	1,277.1	3,103.0	6,007.1	6,210.7	5,283.6
	水道	1,995.6	2,155.8	2,230.3	2,319.1	2,419.5	2,461.6	2,446.9	2,569.7	2,628.9	2,753.1
建設業	合計	54,817.8	57,833.2	59,284.5	61,359.3	64,979.0	64,612.2	66,576.6	66,156.6	65,664.4	66,862.2
	住居用建物建設	13,766.7	15,016.8	15,441.9	15,446.8	16,242.1	14,983.1	13,836.9	12,071.5	10,511.8	10,725.7
	非住居用建物建設	17,576.8	18,760.7	19,092.0	20,390.3	21,535.4	21,477.4	21,024.2	23,478.5	25,029.5	25,900.0
	土木建設	19,239.2	19,916.2	20,521.5	21,163.1	22,811.9	24,003.3	27,675.7	26,337.6	25,625.9	25,753.0
	建物修繕	4,235.1	4,139.5	4,229.1	4,359.2	4,389.5	4,148.4	4,039.9	4,269.0	4,497.2	4,483.4
卸売・小売り・飲食宿泊業	合計	76,188.2	79,350.9	82,469.7	87,320.8	93,405.5	100,419.3	103,994.8	114,858.5	123,531.3	125,667.3
	小売業	58,246.9	61,425.6	64,193.9	67,855.9	72,543.7	77,912.2	80,757.0	90,785.3	98,573.4	100,110.9
	飲食および宿泊業	17,941.2	17,925.3	18,275.8	19,464.8	20,861.8	22,507.0	23,237.8	24,073.1	24,957.9	25,556.4
運輸および保管業		30,782.9	34,632.4	35,292.2	36,424.2	40,070.5	41,613.1	40,162.5	44,213.6	41,150.4	41,883.9
金融保険業		49,876.7	49,868.2	53,394.8	55,234.7	61,114.0	65,132.2	65,035.5	71,846.9	77,992.7	76,163.6
不動産および賃貸業		58,205.9	60,754.6	63,215.4	65,534.7	69,435.7	71,886.2	74,361.1	76,046.5	77,562.8	80,924.0
公共行政および国防		40,827.1	44,435.4	48,200.9	52,262.6	55,515.9	59,396.8	63,706.6	65,079.2	69,212.7	73,955.5
教育サービス業		39,205.8	43,281.4	46,502.1	51,036.7	55,554.4	60,940.1	63,448.7	64,887.0	67,174.0	69,536.2
保健および社会福祉		23,183.9	25,618.1	28,558.2	31,617.7	35,451.6	38,452.1	43,092.1	47,228.9	50,297.4	53,874.6

年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
その他サービス	14,024.2	14,700.9	15,609.5	16,610.1	17,816.1	19,084.6	19,865.5	20,606.7	21,585.7	22,440.7
情報通信業	合計	33,378.3	33,820.5	36,255.7	37,969.9	39,198.1	39,666.8	41,225.0	42,421.0	44,909.5
	通信業	18,480.9	18,040.4	19,029.7	18,993.1	19,028.3	18,902.9	19,152.5	19,488.0	18,508.8
	出版・放送・映画・情報サービス	14,897.4	15,780.1	17,226.0	18,976.8	20,169.8	20,763.9	22,072.5	22,932.9	26,400.8
事業サービス	32,316.9	35,336.3	37,892.5	41,292.3	45,056.0	49,905.7	51,001.9	55,493.9	58,663.8	61,957.1
文化および娯楽サービス業	8,815.1	9,436.7	10,110.7	10,859.2	12,209.1	13,048.9	13,693.8	14,289.8	15,230.3	15,880.3
国民総所得	767,771.4	829,326.7	864,427.3	910,134.2	976,813.9	1,034,115.4	1,069,783.1	1,174,753.0	1,238,405.3	1,279,546.4
国民1人あたり総所得	13,460	15,082	17,531	19,691	21,632	19,161	17,041	20,562	22,451	22,708
経済成長率	2.8	4.6	4.0	5.2	5.1	2.3	0.3	6.3	3.7	2.0

(出所) 韓国銀行 統計資料

付録-表 3 消費者物価指数、生産者物価指数

(単位: %)

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	
消費者物価指数	70.91	71.49	73.10	76.08	78.18	80.92	83.83	86.14	88.07	90.30	94.52	97.13	100.00	104.00	106.30	
食料品・ 非酒類飲料	合計	59.65	62.36	62.89	66.09	69.27	72.49	78.35	80.78	81.20	83.24	87.36	93.97	100.00	108.10	112.40
	食料品	59.14	62.03	62.71	66.00	69.30	72.61	78.66	81.10	81.44	83.38	87.27	93.78	100.00	108.20	112.50
	非酒類飲料	71.99	70.45	67.23	68.92	69.46	71.05	72.91	75.59	77.31	80.99	88.58	96.98	100.00	106.40	111.30
酒類および タバコ	合計	67.63	72.01	72.61	76.22	81.88	84.16	85.12	97.76	97.56	97.96	98.49	99.60	100.00	100.80	102.30
	酒類	83.02	83.53	84.81	83.44	84.36	88.32	90.40	91.91	91.22	92.61	94.58	98.55	100.00	99.60	100.40
	タバコ	52.98	60.79	60.79	68.33	77.75	78.60	78.60	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	101.30	103.20
衣類および履物	74.39	75.67	76.79	79.06	81.53	84.41	84.67	85.52	87.81	90.16	92.47	97.15	100.00	103.30	108.30	
住宅・水道・電気および燃料	73.35	71.12	73.74	78.13	80.27	83.68	86.40	88.05	90.57	92.60	96.62	97.70	100.00	104.50	109.30	
家庭用品および家事サービス	86.86	85.76	83.61	85.18	86.00	87.75	88.39	88.90	89.08	91.41	95.43	99.66	100.00	103.70	106.70	
保健	71.13	72.17	77.48	86.29	85.82	87.74	89.00	90.97	92.75	94.37	96.19	98.28	100.00	101.80	102.70	
交通	66.09	67.61	70.61	73.40	74.13	77.12	79.82	83.82	87.70	90.82	98.81	95.31	100.00	107.00	110.50	

年度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
通信	128.76	128.13	125.17	121.22	115.76	109.78	108.07	106.09	104.73	102.63	101.14	100.97	100.10	98.40	95.90
娯楽および文化	99.92	99.87	98.84	98.49	99.09	99.49	99.41	99.51	97.15	95.47	96.88	99.13	100.00	101.60	101.80
教育	59.50	60.27	63.32	66.20	69.90	74.03	78.14	81.43	85.36	90.47	95.41	97.79	100.00	101.70	103.20
飲食および宿泊	74.67	74.01	74.67	75.97	78.54	81.42	84.48	86.51	88.19	89.82	94.13	97.74	100.00	104.30	105.50
その他商品およびサービス	66.55	65.12	65.94	68.57	70.83	72.60	74.07	75.13	79.04	82.94	90.42	96.61	100.00	103.20	99.90
生産者物価指数	79.10	77.50	79.10	78.70	78.50	80.20	85.10	86.90	87.70	88.90	96.50	96.30	100.00	106.70	107.50

(出所) KOSIS 統計資料

付録-表 4 韓国における雇用の実態

(単位: 人、%)

年度		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
経済活動人口	合計	22,134	22,471	22,921	22,957	23,417	23,743	23,978	24,216	24,347	24,394	24,748	25,099	25,501
	15 - 19 才	454	417	356	312	301	278	234	232	212	203	232	254	253
	20 - 29 才	4,854	4,810	4,805	4,695	4,689	4,559	4,401	4,298	4,187	4,101	4,022	3,945	3,903
	30 - 39 才	6,369	6,371	6,398	6,376	6,377	6,332	6,326	6,233	6,203	6,057	6,047	5,988	5,932
	40 - 49 才	5,468	5,732	5,975	6,166	6,353	6,470	6,559	6,619	6,690	6,687	6,719	6,756	6,760
	50 - 59 才	2,996	3,045	3,159	3,244	3,412	3,692	3,921	4,180	4,388	4,612	4,912	5,193	5,468
	60 才以上	1,993	2,096	2,228	2,164	2,284	2,413	2,538	2,654	2,667	2,734	2,816	2,963	3,185
	男性	13,034	13,172	13,435	13,539	13,727	13,883	13,978	14,124	14,208	14,319	14,492	14,683	14,891
	女性	9,101	9,299	9,486	9,418	9,690	9,860	10,001	10,092	10,139	10,076	10,256	10,416	10,609
経済活動参加率	合計	61.2	61.4	62.0	61.5	62.1	62.0	61.9	61.8	61.5	60.8	61.0	61.1	61.3
	15 - 19 才	12.0	11.7	10.7	9.9	9.8	9.1	7.5	7.3	6.5	6.2	6.9	7.6	7.7
	20 - 29 才	64.9	65.0	65.7	65.2	66.3	66.3	65.3	64.6	63.6	63.1	63.2	63.2	62.8
	30 - 39 才	75.2	75.1	75.2	74.9	74.9	74.8	75.5	75.3	75.2	74.0	74.6	74.7	75.0
	40 - 49 才	79.2	78.9	79.0	78.6	79.1	79.1	79.5	79.9	80.1	79.6	79.8	80.1	80.0
	50 - 59 才	68.7	68.7	69.5	69.1	69.4	69.9	70.1	71.2	72.0	72.1	72.7	73.1	73.8
	60 才以上	38.2	38.5	39.2	36.6	37.3	37.4	37.9	38.6	37.7	37.3	37.0	37.4	38.4
	男性	74.4	74.3	75.0	74.7	75.0	74.6	74.1	74.0	73.5	73.1	73.0	73.1	73.3
	女性	48.8	49.3	49.8	49.0	49.9	50.1	50.3	50.2	50.0	49.2	49.4	49.7	49.9

年度		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
雇用率	合計	58.5	59.0	60.0	59.3	59.8	59.7	59.7	59.8	59.5	58.6	58.7	59.1	59.4
	15 - 19 才	10.3	10.1	9.4	8.6	8.4	8.0	6.7	6.6	5.9	5.4	6.1	6.8	7.0
	20 - 29 才	60.1	60.2	61.3	60.2	61.1	61.2	60.2	60.0	59.1	58.2	58.2	58.5	58.1
	30 - 39 才	72.5	72.7	73.0	72.6	72.6	72.3	73.2	72.9	72.9	71.3	72.0	72.2	72.7
	40 - 49 才	76.4	76.6	77.4	76.9	77.3	77.1	77.7	78.3	78.4	77.7	77.8	78.4	78.3
	50 - 59 才	66.5	66.8	68.2	67.6	67.8	68.1	68.5	69.7	70.6	70.3	70.9	71.6	72.2
	60 才以上	37.7	38.0	38.7	36.2	36.9	36.9	37.4	38.1	37.2	36.7	36.0	36.5	37.5
	男性	70.7	71.0	72.2	71.9	72.0	71.6	71.3	71.3	70.9	70.1	70.1	70.5	70.8
	女性	47.0	47.7	48.4	47.4	48.3	48.4	48.8	48.9	48.7	47.7	47.8	48.1	48.4
失業率	合計	4.4	4.0	3.3	3.6	3.7	3.7	3.5	3.2	3.2	3.6	3.7	3.4	3.2
	15 - 19 才	14.5	14.4	12.1	13.0	14.1	12.5	10.4	9.3	10.2	12.2	11.9	10.8	8.8
	20 - 29 才	7.5	7.3	6.6	7.7	7.9	7.7	7.7	7.1	7.0	7.9	7.8	7.4	7.5
	30 - 39 才	3.6	3.2	2.9	3.0	3.1	3.3	3.0	3.2	3.1	3.6	3.5	3.4	3.0
	40 - 49 才	3.5	3.0	2.0	2.2	2.3	2.5	2.3	2.0	2.1	2.4	2.5	2.1	2.0
	50 - 59 才	3.2	2.8	1.9	2.2	2.3	2.5	2.2	2.1	2.0	2.5	2.5	2.1	2.1
	60 才以上	1.5	1.2	1.1	1.0	1.2	1.3	1.4	1.4	1.2	1.6	2.8	2.6	2.4
	男性	5.0	4.5	3.7	3.8	3.9	4.0	3.8	3.7	3.6	4.1	4.0	3.6	3.4
	女性	3.6	3.3	2.8	3.3	3.4	3.4	2.9	2.6	2.6	3.0	3.3	3.1	3.0

(出所) KOSIS 統計資料

付録-表 5 原木輸入現況

(単位:m³、千\$)

区分		2013年10月累計		前年10月累計		
		数量	金額	数量	金額	
国別	合計	3,120,351	606,536	3,062,933	545,998	
	広葉樹	カナダ	2,416	1,711	4,162	2,797
		マレーシア	32,643	7,831	44,249	11,484
		ニュージーランド	147	116	0	0
		パプアニューギニア	57,059	12,113	87,972	19,244
		ロシア連邦	1,287	851	1,731	871
		ソロモン諸島	44,552	10,539	42,589	9,787
		米国	9,354	7,388	17,759	9,299
		その他	16,268	4,869	15,611	5,014
		小計	163,726	45,418	214,073	58,496
	針葉樹	オーストラリア	153,135	19,891	111,285	13,654
		カナダ	229,035	123,368	304,109	119,472
		ニュージーランド	2,128,692	283,696	1,938,597	235,155
		ロシア連邦	73,505	13,345	82,557	12,197
		米国	328,768	112,023	380,369	98,993
		その他	43,490	8,795	31,943	8,031
		小計	2,956,625	561,118	2,848,860	487,502
	種類別	合計	3,120,255	606,316	3,062,793	545,638
広葉樹		Meranti	3,310	712	5,690	1,378
		Keruing	1,407	3,737	4,207	1,302
		Oak	3,959	2,812	4,107	2,921
		Beech	429	112	418	126
		Ash	2,329	1,615	2,408	1,529
		Walnut	1,243	1,812	1,563	2,094
		Poplar	254	59	2,420	443
		Maple	2,626	1,823	2,826	1,734
		Birch	991	169	114	43
		その他	147,080	35,710	190,182	46,566
		小計	163,628	45,197	213,935	58,136

区分		2013年10月累計		前年10月累計	
		数量	金額	数量	金額
針葉樹	Ceder	15,514	7,155	10,553	5,293
	D-fir	109,310	34,445	109,232	28,802
	Hemlock	361,239	151,595	436,549	141,737
	Redpine	4,693	877	5,882	1,192
	Whitewood,fir	65,168	13,753	79,943	13,484
	Larch	129	27	0	0
	Spruce	69,160	32,612	107,569	30,638
	Radiatapine	2,238,548	297,671	2,008,572	244,232
	その他	92,866	22,984	90,558	22,124
	小計	2,956,627	561,119	2,848,858	487,502

(出所) 韓国木材377号

付録-表 6 製材品輸入現況

(単位: m³、千\$)

区分		2013年10月累計		前年10月累計		
		数量	金額	数量	金額	
国別	合計	1,457,913	447,322	1,355,635	396,191	
	広葉樹	ブラジル	2,367	1,858	1,588	1,701
		カナダ	8,110	3,815	9,813	3,536
		中国	21,478	19,926	22,091	19,728
		インドネシア	2,833	1,902	4,551	2,920
		マレーシア	55,768	23,271	62,237	26,638
		パプアニューギニア	17	14	429	140
		フィリピン	1,893	248	5,785	841
		ロシア連邦	2,743	1,611	2,110	1,258
		米国	15,683	11,334	14,044	10,174
		その他	101,171	30,839	87,312	25,596
	小計	212,063	94,818	209,960	92,532	
	針葉樹	ブラジル	9,588	5,606	11,632	7,041
		カナダ	148,453	55,756	193,311	63,746
		チリ	366,184	70,813	297,350	60,981
		中国	42,008	36,777	34,788	28,378
		ラトビア	20,936	6,921	18,054	6,558
		ニュージーランド	192,150	36,661	181,710	33,315
		ロシア連邦	243,581	58,537	281,169	57,864
		ベトナム	516	275	786	241
その他		222,434	81,158	126,875	45,535	
小計		1,245,850	352,504	1,145,675	303,659	
種類別	合計	1,457,985	447,359	1,355,670	396,215	
	広葉樹	Mahogany	0	0	0	0
		Meranti	6,955	3,282	4,402	1,577
		Teak	145	332	210	338
		Oak	6,057	4,381	6,540	4,938
		Beech	1,579	843	2,354	1,292
		Rosewood	117	476	329	794

区分		2013年10月累計		前年10月累計	
	Ebony	56	298	49	165
	Walnut	585	926	551	840
	Poplar	381	204	462	155
	Birch	5,207	4,515	2,722	2,203
	Basswood	75	60	178	199
	Paulownia	13,807	11,859	14,786	12,140
	その他	177,171	67,679	177,410	67,911
	小計	212,135	94,855	209,993	92,552
針葉樹	Cedar	18,849	15,169	15,336	11,492
	Oregon pine	3,474	1,050	3,201	1,092
	Red pine	108,319	37,389	48,729	16,130
	White Wood.fir	190,385	48,964	226,092	49,621
	Larch	1,677	310	1,803	329
	Spruce	91,094	32,398	81,368	27,085
	Radiata pine	517,410	111,746	449,130	96,764
	その他	314,642	105,478	320,018	101,150
	小計	1,245,850	352,504	1,145,677	303,663

(出所) 韓国木材377号

付録-表 7 韓国の住宅数現況

(単位: 千戸)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全国	11,472.4	11,892.3	12,357.5	12,668.7	12,987.8	13,222.6	13,534.1	13,793.2	14,168.8	14,456.4	14,677.4	15,007.1	15,305.7
ソウル	1,973.2	2,032.0	2,102.9	2,202.6	2,277.6	2,321.9	2,369.7	2,391.0	2,451.1	2,478.6	2,525.2	2,576.0	2,625.9
釜山	830.2	855.8	888.2	905.3	936.1	967.1	993.4	1,005.4	1,016.5	1,021.0	1,031.3	1,053.3	1,080.9
大邱	545.0	558.1	575.4	583.5	590.4	608.9	618.8	636.1	668.1	682.7	691.7	700.0	703.1
仁川	632.1	661.6	696.4	706.1	723.5	723.6	733.6	758.6	778.4	798.7	822.6	859.9	886.3
光州	338.1	349.1	359.2	366.1	372.4	379.3	396.2	407.9	422.2	436.6	443.9	453.8	457.2
大田	333.5	342.4	352.5	369.8	382.2	379.9	394.6	404.7	410.6	412.2	421.6	435.9	443.2
蔚山	239.0	243.4	252.6	266.7	276.9	276.6	281.1	291.5	301.0	305.0	311.0	317.0	323.3
京畿	2,125.9	2,272.1	2,439.2	2,522.1	2,612.6	2,736.2	2,805.5	2,865.2	2,979.7	3,092.4	3,217.5	3,317.2	3,411.4
江原	457.6	471.6	484.7	484.1	492.0	493.9	510.3	518.9	532.0	537.5	536.5	541.1	547.8
忠北	422.4	437.5	445.9	455.6	460.8	456.2	468.9	481.1	491.3	497.6	510.0	518.4	525.0
忠南	585.1	604.8	617.0	627.0	643.9	634.9	662.3	680.6	699.9	723.5	716.2	731.8	752.9
全北	568.6	579.8	592.6	595.4	599.3	598.2	610.8	621.1	632.9	644.0	633.5	643.3	654.4
全南	647.0	657.4	667.3	671.0	673.7	671.3	679.0	688.1	697.0	700.9	690.5	698.2	706.8
慶北	824.7	844.6	865.9	877.4	886.8	877.8	886.8	898.0	915.2	931.7	933.4	947.2	955.1
慶南	822.3	847.3	878.4	891.4	911.0	943.2	965.0	986.1	1,012.1	1,032.2	1,033.6	1,049.8	1,061.7
済州	127.6	134.8	139.3	144.6	148.6	153.4	158.0	159.0	160.8	161.8	159.1	164.4	170.7

(出所) 国土交通部 統計資料

付録-表 8 韓国の住宅普及率現況

(単位: %)

年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全国	96.2	98.3	100.6	101.2	102.2	105.9	107.1	108.1	109.9	111.0	112.9	114.2	115.4
ソウル	77.4	79.7	82.4	86.3	89.2	89.7	91.3	91.8	93.8	94.6	96.7	98.4	100.1
釜山	86.6	89.2	92.5	94.1	97.3	101.4	104.3	105.6	106.9	107.5	109.3	111.8	114.9
大邱	84.5	85.6	87.3	87.6	87.8	92.5	93.6	95.8	100.2	102.0	103.3	104.1	104.1
仁川	98.1	100.6	103.8	103.1	103.5	107.6	108.0	110.7	112.6	114.6	114.4	117.6	119.5
光州	98.2	99.0	99.4	98.9	98.2	103.2	106.1	107.9	110.2	112.5	114.0	113.9	114.3
大田	96.8	97.1	97.8	98.6	99.7	102.0	104.0	105.0	104.9	103.7	107.8	110.0	110.5
蔚山	91.5	92.8	94.7	95.4	97.3	99.7	99.9	102.4	104.5	104.6	106.3	107.0	107.8
京畿	92.4	94.8	97.7	96.4	95.8	100.8	99.4	98.2	98.8	99.2	106.9	107.3	107.8
江原	117.8	119.9	121.7	119.6	120.1	126.8	130.9	133.0	136.3	137.7	135.7	136.2	137.4
忠北	112.5	114.6	114.8	115.4	114.7	119.5	122.3	125.1	127.3	128.5	127.3	127.9	128.1
忠南	122.4	124.3	124.5	124.3	125.4	129.1	133.8	136.7	139.8	143.7	135.8	136.3	137.9
全北	115.8	117.1	118.7	118.3	118.0	125.5	129.1	132.0	135.3	138.5	132.3	134.1	136.2
全南	122.6	124.5	126.3	126.4	126.8	135.4	138.9	142.5	146.2	148.8	144.4	147.1	149.9
慶北	115.9	117.7	119.5	120.0	120.2	126.0	127.9	130.1	133.1	136.1	133.3	135.0	135.9
慶南	105.7	108.5	110.9	111.0	111.8	115.8	117.2	118.7	120.7	121.9	121.8	122.4	122.6
済州	98.7	102.9	104.8	107.3	108.8	111.1	112.7	111.9	111.7	111.0	113.5	116.8	120.9

(出所) 国土交通部 統計資料

2013年度

発行 2014年2月

発行所 日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品調査課

東京都港区赤坂1-12-32

電話 03（3582）5186

©JETRO（無断転載を禁じます）